

建設業の会計制度に関する調査研究報告書

建設業会計制度の変革へ向けて

平成11年3月

財団法人建設業振興基金
建設業経理研究会 会計制度研究部会

は し が き

バブル経済の崩壊から早くも7年以上が経過したが、依然として株価の低迷及び地価の下落は続いており、これらを背景とする景気の長期停滞は日本経済全体に深い閉塞感をもたらしている。このような情勢のもと、建設業においては、建設投資の低迷等業界を取り巻く環境が大きく変化するなかで、建設業者の倒産が急増するなど、かつてない厳しい経営環境に直面している。なかでも象徴的であったのは、一昨年夏以降、上場会社（ゼネコン）の経営破綻が相次いだ。破綻後に債務保証など巨額の簿外債務の存在が明らかになるケースが目立ったことである。この事実は、金融機関と同様、多くの建設会社でも不良資産の処理が先送りされ、バブルの清算が遅々として進んでいないことを物語っている。

このようにみると、バブル崩壊以降のわが国の建設産業は、大量の不良資産の内包とその処理の遅れ、低成長経済への不適合、ディスクロージャーの不徹底など様々な課題を抱えていることは否めない。個々の企業レベルでは、建設事業を取り巻く環境の大転換にとまどいながら旧態依然とした経営体制にしがみついている経営者も少なくない。近代的な経理システムに立脚した経営を行うことの重要性、それに基づく経営内容のディスクロージャーの持つ意味が果たして十分理解されているであろうか。

(財)建設業振興基金が建設業経理研究会を設置したのは、上述した問題意識のもとに、個々の建設会社の経営体質の近代化、ひいては建設産業全体の変革のキーとして「経理」の改革の重要性を確認したところによるものである。

さて、平成7年11月に活動を開始した建設業経理研究会は、平成9年5月に、会計制度ワーキンググループ（主査：山浦久司 明治大学教授）として、「建設業の会計制度に関する調査研究報告書」を取り纏め公刊した。この報告書では、建設業の財務会計（すなわち、日常の経理、決算、ならびに外部報告の会計）の現状を実態調査により把握するとともに、その問題点を明らかにするという観点から、参加委員による個別の見解を公表することとなった。そこにおいては、(1)建設業会計実務の現状は、会社の経営成果と財務の状況を適正に測定・開示するうえでどのような課題を抱えているか、また、(2)わが国の一般企業会計ならびに建設業会計の諸規則は会社の経営・財務の実態を適正に反映するのに適切といえるか、という2つの論点が柱とさ

れている。しかし、報告書も述べているように、そこには各委員の個人的提言を収録することにとどまっており、ワーキンググループ全体の共通認識なり統一見解なりを提示するところまでには至っていない。

上述した経緯を踏まえて、平成9年5月、建設業経理研究会の改組が行われ、従来の会計制度ワーキンググループは新たに「会計制度研究部会」へ改編された。会計制度研究部会は、会計制度ワーキンググループの成果を継承発展させる形で、建設業の財務会計を対象に、その会計処理と財務諸表の適正な在り方を探求することを課題とすることとなった。

わが国の建設業における財務会計の実態とそれが抱える問題点は、会計制度ワーキンググループの調査研究によってかなりの程度明らかにされた。会計制度研究部会では、この実証研究の成果を貴重な財産として、わが国建設業の特色を踏まえた財務会計制度の在り方について総合的に検討し、部会としての統一的な政策提言に結びつけることを目指して約2年間にわたり活動を進めてきた。その調査研究の成果として、ここに報告書を作成し公表するに至った。

繰り返すが、本報告書に結実した成果は、先のワーキンググループの議論と調査報告が土台となったものであり、当時の参加委員に深甚なる感謝の気持ちをここに表したい。また、文字通り縁の下の力持ちとして、議事整理、討議資料の整備、日程調整等面倒な仕事を快くかつ効率的に果たしてくれた業務第一部の榎谷勉部長をはじめとする事務局の方々にも心から感謝申し上げたい。

平成11年3月

建設業経理研究会・会計制度研究部会

主 査 濱 本 道 正

建設業会計制度の変革へ向けて

目 次

はしがき

第 1 章	建設業の収益認識	4
第 2 章	債務保証損失の会計処理	14
第 3 章	法人税改正に伴う会計処理	27
第 4 章	建設業の税効果会計	38
第 5 章	建設業財務諸表に対する総合的検討	59
建設業経理研究会 会計制度研究部会 活動状況		64
建設業経理研究会 委員名簿		65

第1章 建設業の収益認識

1 工事収益の認識をめぐる国際的調和化の動き

建設業における請負工事の収益計上基準については、最近、会計基準の国際的調和化との関連で大きな問題が生じている。周知のように、わが国では長期請負工事の収益計上基準として、工事完成基準と工事進行基準の選択適用が認められている。

ただし、わが国の会計諸則（企業会計原則、建設業法施行規則、法人税法など）における両基準の位置づけは、あくまで工事完成基準が主で、工事進行基準は副という関係で規定されているところに特徴がある。これに対して、英米では工事進行基準の方が原則的な方法とされており、国際会計基準委員会（IASB）が1989年に公表した公開草案E32でも、工事完成基準を禁止して工事進行基準に統一化することが提案されているのである。

IASBはどのような根拠に基づいて工事完成基準を禁止しようとしているのか、工事進行基準に統一した場合、わが国の建設業界はどのようなインパクトを受けることが予想されるのか、こうした問題は制度上も理論上もきわめて重要な論点となることは明らかである。そこで、会計制度研究部会では、調査研究項目の第一に「建設業会計における工事収益の認識基準のあり方」を設定して、国際的視野からの検討にとりかかった。具体的な検討作業は、以下にみるように、まず収益認識の拡張に多大な影響を及ぼしてきた実現概念の展開を取り上げることし、そしてその拡張された実現概念がわが国の現行会計基準および会計実務の実態にどのような影響を与えているかを探る。その後、国際的標準となりつつある工事収益認識基準を解説し、本研究部会の今後の展望を示すことにする。

2 収益認識基準としての実現概念の展開

収益認識基準としての実現概念については、現金あるいは現金同等物（対価の流動性）の獲得を目的とした販売基準の適用を意味する狭義の見解と、それを拡張した全般的な収益認識の原則を意味する広義の見解が存在する。

広狭の見解にみられる実現概念は、収益認識に当たって、生産、販売あるいは現金の受領等の決定的事象を取り込むことによって、概念の拡張を展開してきた。

実現概念の拡張は、収益を決定づける認識のメルクマールの時点が異なることに特徴づけられる。収益認識を早期に行うことによって、会計情報はタイムリーとなり目的適合性が増加する一方で、遅らせることによって得られる会計情報は、確実性あるいは信頼性が増加するという経済的影響をもたらす。このように、実現概念の拡張は会計情報の目的適合性と信頼性間のトレード・オフの問題として議論されよう。

投資家の経済的意思決定の促進を目的とした会計制度のもとでは、会計情報の確実性及

び信頼性について一定の水準を維持しつつも、タイムリーで目的適的な情報の開示が要求され、その要求に基づいた会計基準が設定されている。このように現行の会計制度のもとでは、拡張された実現概念による会計情報が主要な役割を果たしており、その根底には会計思考が収益費用パラダイムから資産負債パラダイムへ移行したことを反映している。

会計思考が収益費用パラダイムから資産負債パラダイムへ移行するときに、実現概念は対価の流動性の指標から信頼性のある測定可能性の指標へと拡大していったのであり、このような実現概念の広狭の見解は、資産評価と結合し、それぞれの会計目的を達成する。すなわち、狭義の実現概念は、対価の流動性についての確実性を決定づけ、出資者からの拠出資本を運用した結果として処分可能利益の算定に貢献する。それは取得原価主義と結びつくことを意味する。他方、広義の実現概念は、企業の収益稼得状態を認識し、業績評価利益の算定に貢献する。つまり、収益の早期認識により、従来の原価主義から時価主義による資産評価に門戸を開いたのである。

3 実現主義の原則との関係

わが国における現行の会計基準について概観すると、まず収益認識の基本原則に関して、企業会計原則は次のように、発生主義に対する制約原則として実現主義の原則を指示している。

「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。」（損益計算書原則一A）

今日の発生主義会計における利益は、営業過程に伴うキャッシュ・フロー（現金収支）を年度間に配分しなおしたのとして特徴づけることができる。ここで利益計算のためのキャッシュ・フローの配分は、特定の認識基準に基づいて、まず収益を定めた上で、原因となる費用をそれに対応させるものである。しかも現行会計制度では、原則的には「実現」の要件にてらして収益の側が独立に定められ、その上で費用と収益の因果関係により費用の計上が規定されるという構造になっている。

収益認識に適用される「実現」の概念は、投下形態（財貨・用役）にある企業資本の回収形態（貨幣）への転化現象をさすといえよう。したがって、収益実現のテストとしては、給付の引渡し（商品や製品の販売または役務の提供）と対価としての現金または現金等価物の受領の2点が挙げられる。

実現主義の具体的適用に関して、企業会計原則は、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積もり、これを当期の損益計算に計上することができる。」（損益計算書原則三B）と規定した上で、注解・注7において、以下のように

長期請負工事契約の収益計上基準を指示している。

【注7】 工事収益について

長期の請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる。

(1) 工事進行基準

決算期末に工事進行程度を見積り、適正な工事収益率によつて工事収益の一部を当期の損益計算に計上する。

(2) 工事完成基準

工事が完成し、その引渡し完了した日に工事収益を計上する。

4 実現主義の例外的基準とその根拠

会計の基本目的を単純な意味での経営成績の表示におくかぎり、営業過程の進行に応じて利益を計上する発生主義が最も合理的である。実現主義の論拠は、こうした発生主義による期間損益計算を、収益の確定性と算出利益の処分性によって制約しようとする点に求められる。つまり実現主義それ自体が目的なのではない。したがって、今日の会計基準では、実現主義を原則としながらも、「実現可能」とか「稼得」といった別の事実をメルクマールとする収益の認識を排除しているわけではない。営業過程の性質によっては、販売時点以外で収益をとらえる方が合理的な場合もあるからである。

このように、実現主義の適用である販売基準はあくまで原則的なルールであって、例外的に収益の計上を現金の回収まで待つことも、逆に販売すら待たずに生産時点でこれを計上することも認められている。前者の典型は割賦販売のケースであり、「収益の認識を慎重に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められる。」（注解・注6）、割賦基準とか回収基準と呼ばれる方法がそれであるが、要するに現金主義の一種とみることができる。

他方、生産時点で収益を計上する方法の代表的な例が、上でみた長期の工事収益に適用される工事進行基準である。これは生産活動の進行に応じて収益の「稼得」を認識し、財貨・用役の費消に基づいてキャッシュフローを配分するという意味で、発生主義そのものの適用とみることができる。

ここで、実現主義を収益認識の基本とみる立場からは、目的物の引渡しの時をもって工事収益を計上する工事完成基準こそが原則的な基準であり、発生主義の適用形態である工事進行基準はあくまで収益認識の例外的な基準と解されるのが一般的である。

ちなみに、法人税法では、建設工事等は「請負契約」の一種とされ、「物の引渡しを要

する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日の属する事業年度」に収益を計上すること、すなわち工事完成基準を原則とする立場をとっている（法人税基本通達2-1-5）。また、工事期間が1年以上の長期請負工事については、確定決算で経理することおよび損失が生じる見込みがないことを条件に、工事進行基準の適用を認めるという立場をとっている（法人税法第64条）。

それでは、会計諸則（とりわけ企業会計原則）において、実現主義の例外としてである工事進行基準の選択適用を認めているのは、どのような根拠によるのであろうか。

実現主義が原則とされる理由は、上述したように、収益の確定性と算出利益の処分可能性（つまり資金的裏付け）の2つに求められる。未実現収益の計上は架空利益の計上につながり、それが結果的に配当金や税金の支出を通じて企業資本の侵食をもたらすからである。

ところが、建設工事のような請負契約の場合には、原則として着工時点で全工事収益は確定され、しかも手付金や中間金により収益の資金的裏付けが得られる場合が普通であり、実現主義の適用に際して求められる前提条件が満たされている。したがって、一般商品のように市場での販売というテスト（販売基準）を経ることが必須要件とはされず、むしろ工事の進捗度に応じて収益の「稼得」過程を認識したほうが、企業業績をより忠実に表現し得ると解されているのである。

5 工事収益基準の国際的動向

工事収益基準の国際的動向を概観してみると、国際会計基準（International Accounting Standards：以下「IAS」）は、建設業の収益認識のグローバル・スタンダード化に大きな役割を果たしている。建設業の収益認識に直接関連する現行のIASは、1993年改訂の第11号「工事契約（Construction Contract）」および同年改訂の第18号「収益（Revenue）」である。

周知のとおり、現行のIASは、1989年1月に公開草案第32号「財務諸表の比較可能性（Comparability of Financial Statement）」の公表を契機とした、会計基準の国際的調和化をめざしたプロジェクトの産物である。このプロジェクトの背景には、いまや常識である企業活動の国際化、資本市場の自由化および公正性にともない財務諸表の比較可能性の要請がある。この要請を受けて、公開草案第32号は現行の国際会計基準で認められている会計処理の自由な選択を除去し、統一的な会計処理を採用することによって、財務諸表の国際的な比較可能性を高めることを目的とした。

このような経緯のもと、旧IAS第18号「役務の給付取引」の項目では、改訂前は完了基準と進行基準の選択適用を認めていたが（第10節）、改訂IAS第18号では取引結果の測定信頼性に関わらず、原則的に進行基準を採用した（第20-28節）。同様に、旧IAS

第11号も工事完成基準または工事進行基準の選択適用を認めていたものの（第7節）、進行基準は取引結果が信頼性をもって見積もることができる場合に限り、採用が認められるという一定の条件が定められていた（第24-26節）。しかしながら、改訂 I A S 第11号では「工事契約の結果が信頼性を持って見積ることができるとき、その工事契約に関連した収益及び原価は、その請負業務の貸借対照表日現在の進捗度に応じて、収益及び費用として認識されなければならない」（第22節）として工事進行基準の原則的な適用を要求している。その根拠として「この基準を用いれば、工事契約収益はその進捗度に到達するまでに発生した工事契約原価と対応させられ、作業の完了部分に帰属させることができる収益、費用及び利益を報告する結果となる。当該基準の使用により、期間中の請負業務の程度と経営成績に関する有用な情報が提供される」（第25節）ことになるという理由をあげている。

また、工事契約の結果を信頼性をもって見積もることができない場合も、工事収益が回収可能と見込まれる工事契約原価まで認識され、工事契約原価は発生年度に費用として認識されるのである（第32節）。さらに、工事契約総原価が工事契約総収益を上回ることが見込まれる場合、その損失が直ちに費用として認識されなければならないと規定している（第36節）。

I A S の収益認識に工事進行基準（あるいは進行基準）のみが採用される理由は、上述のように、発生原価と収益の期間対応の確保による企業業績の的確な情報開示を保証するからである。このような I A S の動向およびその考え方は各国の基準設定に大きな影響を与えており、収益認識にかかる世界的な趨勢は工事進行基準の基本原則化が促進されている。

6 実務の動向

上述したように、企業会計原則は、長期の請負工事に関する収益の計上基準として、工事完成基準と工事進行基準の選択適用を認めている。しかし、工事進行基準は、工事進捗度の見積りが技術的に困難であり、計算の不確実性が生じるという理由から、実務上は工事完成基準が圧倒的に多く用いられている。例えば、わが国の建設業界では、工事進行基準を採用する場合であっても、期間損益に及ぼす影響等を勘案して、その適用範囲を一定規模以上の長期大型工事に限定し、その他の工事については工事完成基準を適用するという実務慣行が形成されている。いいかえれば、建設業の会計実務では、工事完成基準を採用する企業グループと、工事完成基準と工事進行基準を併せ採用する企業グループとに大別されるわけである。

このことは、次頁の大手建設会社が採用している工事収益の認識基準の採用状況よりも明らかであろう。

大手建設会社における工事進行基準採用状況

会社名	工事進行基準の適用条件		会社名	工事進行基準の適用条件		
	工期:月	請負金額:億円		工期:月	請負金額:億円	
青木建設	12以上	10以上	竹中工務店	24以上	150以上	
浅沼組	工事完成基準のみ		地崎工業	12以上	8以上	
新井組	12超	30以上	鉄建建設	12以上	10以上	
安藤建設	工事完成基準のみ		東亜建設工業	12超	20以上	
大木建設	工事完成基準のみ		東急建設	工事完成基準のみ		
大林組	工事完成基準のみ		東洋建設	工事完成基準のみ		
大本組	工事完成基準のみ		戸田建設	工事完成基準のみ		
奥村組	工事完成基準のみ		飛島建設	24以上	30以上	
鹿島建設	工事完成基準のみ		カノコーポレーション	24以上	20以上	
勝村建設	24以上	4.5以上	西松建設	工事完成基準のみ		
北野建設	工事完成基準のみ		日産建設	12以上	10以上	
熊谷組	工事完成基準のみ		日特建設	12超	3以上	
鴻池組	建築	24以上	15以上	日本舗道	工事完成基準のみ	
	土木	15以上	12以上	間組	12超	30以上
国土総合建設	12以上	5以上	長谷工コーポレーション	工事完成基準のみ		
五洋建設	24以上	10以上	藤木工務店	工事完成基準のみ		
佐伯建設工業	12超	3以上	フジタ	24以上	50以上	
佐藤工業	工事完成基準のみ		不動建設	12以上	3以上	
清水建設	工事完成基準のみ		前田建設工業	36以上	200以上	
白石	12超	5以上	真柄建設	工事完成基準のみ		
住友建設	12以上	10以上	松井建設	工事完成基準のみ		
銭高組	工事完成基準のみ		松村組	12以上	10以上	
大末建設	12以上	10以上	三井建設	12以上	20以上	
大成建設	24超	150以上	三菱建設	12以上	5以上	
大日本土木	12超	10以上	森本組	12超	5以上	
太平工業	工事完成基準のみ		若築建設	工事完成基準のみ		
大豊建設	工期12超、期末施工高10以上、期末工事進捗率2/3超					

- ※ 1. 社団法人日本建設業団体連合会会員で有価証券報告書の提出義務を有する会社を調査対象とし、平成10年1月期から平成10年12月期までの有価証券報告書をもとに作成した。
 2. すべての会社につき、工期と請負金額の両方の条件を満たす場合に適用されている。

こうした実務状況は、無論、わが国の会計基準が大きく影響しているが、さらに建設業のあり方も関係しているように考えられる。いわゆるコーディネーターの役割を果たすゼネコンは、発注者に対しては工事の施工管理と完成引き渡しを一種の包括請負契約の形で、協力業者には工事と資金供給の確保を保証する契約を結ぶ。

この契約システムのもとでは、工事進行基準適用の前提条件である、工事全体の原価見積り、ならびに実行予算と進捗度の対比把握などが技術的に困難を極める。このような技術的な問題だけでなく、政府より公共工事を受注することによって経営が手厚く保護されるため、証券市場への積極的なディスクロージャーを行う必要性を感じてこなかった、という問題も指摘されている（山浦久司「工事進行基準-グローバル・スタンダードの国内基準化の論理と現実-」、『建設業の経理』No.6 1999冬季号、清文社を参照）。また、税制が確定決算主義を採用しているので、税務面で不利な（つまり、資金的手当てがない状態で収益の計上が早くなり、一種の税金の前払い現象と金利負担を生じさせる）同基準を多くの企業が、昨今の不況も拍車をかけ、採用を躊躇することになるのも当然である。

したがって、わが国の建設業者は、建設業特有の契約形態、投資家に対するディスクロージャーの意識の低さ、および税制などの制度的環境などが適正な期間損益計算を促進する工事進行基準の採用を阻害する要因となっていたのである。

このような実務状況に対し、平成10年の法人税法の改正は建設業会計に変革をもたらすと、多くの論者は予想している。これは平成8年の政府税制調査会の答申を受けての措置であったが、建設業界には短期的にも長期的にも大きな影響を与えると考えられる。

従前の法人税法は、工事進行基準の採用に制約を課していた。それは、法人税法にみられるとおり、工事進行基準の測定信頼性に加え、課税事務上の事情から税務当局は工事進行基準の無条件適用に難色を示していたことから、工事完成基準を原則的基準として位置づけていたことがうかがえる。そのうえ、税金の前払いには応じるが、租税の控除要因については前もって承認しないという租税政策上の態度が拍車をかけたこともあって、建設業会計において工事進行基準がその本来の機能を理解されず、かつ実務上も適用を難しくした大きな要因となっていたのである。

ここで、平成10年改正の法人税法、ならびに法人税法施行令（法人税基本通達も含む）における請負工事に係る収益認識の規定を概観してみることにしよう。

最も重要な改正点は、新しく定義された「長期大規模工事」（工期2年以上、一定の請負金額以上の工事（法人税法第63条、同施行令第129条第1項、および附則））について、工事進行基準が強制適用されることになった点、および従来赤字工事不適用の規定も長期大規模工事は改められた点であり、同基準の導入に弾みがつくのではないかと考えられる。

とはいえ、これらの改正は税制上の都合（税の早期補足）が優先されたものであり、本来の工事進行基準の姿とは異なる。つまり、同基準の適用対象が長期大規模工事に限定さ

れ（よって大手建設会社にほぼ限定される）、長短、請負額の多寡を問わず総ての請負工事に適用するものではないのである。また、税効果会計の導入（平成11年4月1日以降の事業年度から）により、必ずしも企業会計上で工事進行基準を採用しなくともよいために、納税申告時だけに工事進行基準を適用することも認められている。

このように、今改正はグローバル・スタンダードとしての工事進行基準の適用という趣旨からみればズレがあるものの、その適用にあたって用いる工事の進捗度という尺度（この測定基準の入手のためには、本来は工程表や工事台帳等で把握する技術的進捗度が妥当であろうが、税務上の影響もあり、発生原価をもとに見積原価との比例按分で進捗度を求める）の測定にあたっては、実行予算等で原価管理が行われている場合には進捗価値の信頼性も高いが、そうでない場合は信頼性が低いし、恣意性の介入も懸念されるために、特に経理組織および原価管理体制の充実が不可欠である。そして、たとえ税務目的であっても、工事進行基準適用のためにこうした内部管理制度の充実が行われれば、わが国の建設業の近代化に大きく貢献するものと期待される。また、税務上の対応が、やがては通常の企業会計上の基準に同化する効果も期待できよう（山浦久司「前掲稿」を参照）。

ところで、工事収益の計上基準をめぐる近年の実務の動向をみると、工事完成基準をあくまでも原則的なルールとしながらも、請負金額および工期について一定の基準（これを「適用基準」という）を定め、それを超えるものについては工事進行基準を採用する会社が着実に増加しつつある点を指摘できる。なお、工事進行基準を採用した場合の「適用基準」については、

- (1) 重要な会計方針を構成するものとして収益の計上基準と一体で開示すること
- (2) 適用基準の変更は実質的には工事完成基準と工事進行基準の間の変更と同じ効果をもつので、重要な影響を及ぼす場合には、会計方針の変更として開示すること

この場合、

- (3) 監査上も、会計処理基準の継続性に関する除外事項として取り扱うこと

とされている（日本公認会計士協会「建設業における長期請負工事の収益計上基準に関する開示の方法と監査上の取扱いについて」（監査第二委員会報告第6号、昭和59年1月18日））。

7 今後の調査検討事項と主要論点

これまでみてきたように、実現主義の原則という会計制度の根幹をなす枠組みの中でも、請負工事契約に係る収益の認識に関する限り、発生主義の適用である工事進行基準が成立し得ることが理論上も明らかにされてきた。ここから、収益の確定性と貨幣的裏付けという実現の要件が担保されている請負工事については、企業業績を適正に反映する工事進行基準を原則的な収益認識基準とすべきではないかという主張がなされても不自然では

ない。加えて、会計基準の世界的な動向をみると、工事進行基準の優位性が確立される方向に向かっている。国際的調和の観点からも、工事進行基準に統一することが避けられないかもしれない。

しかし、会計実務の動向でもみたように、工事進行基準は工事進行度の見積りが技術的に困難であり、計算の不確実性が生じるという理由から、わが国の実務では工事完成基準が圧倒的に多く用いられているのも事実である。このこと背景には、わが国の建設産業が多数の中小企業を抱えた多重階層的な構造にあることや、元請・下請関係にみられる独特の工事契約慣行が存在しているのかもしれない。だとすれば、工事進行基準への統一化といったかたちでアングロ・サクソン流の会計基準を移植することが、かえってわが国の建設業の実態を忠実に表現するうえで妨げになる可能性も否定できないであろう。

こうした観点から、会計制度研究部会では、工事収益の認識をめぐる調査研究事項として、工事進行基準に係る実務上の障害と国際的調和化への対応という2つの問題に重点をおいて更に検討を重ねることとしている。以下、それぞれの検討事項について、これまでに委員から提起された主要な論点を箇条書きの形で示すことにする。

(1) 実務上の問題点

- ア. わが国独自の工事契約慣行により、着工時には利益が見込まれなくとも、設計変更によって利益を生み出すこともある。ここから、工事進行基準によると金額測定の不確実性が生じる。
- イ. 工事利益の予測は、実行予算のレベルでは通常、現場管理者が行うため、同一工事であっても管理者が異なれば異なる利益数値が得られる。したがって、工事進行基準では計算の客観性が確保しにくい。
- ウ. キャッシュ・フローの面では、未成工事支出金よりも未成工事受入金の方が少ないため、工事進行基準により算定された利益に対する十分な貨幣的裏付けが得られない。
- エ. 工事の実際の進捗度と支払額は一致しない。現場担当者は、下請け等に対して出来高払いであっても一割程度は支払いを留保することが通例となっているためである。
- オ. 工事進行基準を適用すると、完成基準の場合に比べて税金の前払いとなるため、現行の税法基準のもとでは税務調査はそれほど厳しくは行われにくい。しかし、工事進行基準に統一されると税務調査は更に厳格になることが予想される。

(2) 国際的調和化への対応

- ア. 国際的な経営活動を行ったり海外から資金調達をしているような大手のゼネコンの場合は、会計基準の国際的調和化は無視できない。しかし、わが国に無数に存在する中小建設業者にまで国際的調和化の流れを押しつける根拠は希薄である。
- イ. 上記との関連で、建設業界を一律に規制するのではなく、商法特例法のように企業規模別に異なる会計基準を設定することを検討すべきではないか。ただ、こうした差別的な規制方式が会計理論に照らして正当化できるかに留意すべきである。

ウ. 企画、設計から施工まで一括して手掛けるわが国のゼネコンには工事進行基準よりも工事完成基準の方が適合している。欧米の建設業界は分業形式が主体で、日本のゼネコンのような建設会社はみられない。

エ. 上記に関連して、日本独自の商慣習という理由だけで国際的調和化を拒むのには限界がある。反論する際には、理論的裏付けが必要である。

オ. IASは、工事進行基準の理論的優位性を検証したうえで、これに統一したのではないか。このことは逆に言えば、わが国で工事進行基準についての理論的検討が行われな
いまま、国際的調和化という理由だけで一本化することは危険である。

カ. 工事進行基準に統一化している英国においても、適正な開示を妨げるおそれがある建設工事については工事進行基準の適用を制限している。工事進行基準を適用すべき前提条件を明確にする必要がある。

第2章 債務保証損失の会計処理

1 はじめに

バブル経済の崩壊から早くも6年以上が経過したが、依然として株価および地価の下落は続いており、これらを背景とする景気の長期停滞は日本経済全体に深い閉塞感をもたらしている。このような環境の下、建設業界では、一昨年夏以降、上場会社（ゼネコン）の経営破綻が相次いだ。なかでも破綻後に債務保証など巨額の簿外債務の存在が明らかになるケースが目立った。この事実は、金融機関と同様、多くの建設会社でも不良資産の処理が先送りされ、バブルの清算が遅々として進んでいないことを物語っている。

債務保証は、親会社の子会社や関連会社の借入金に対して行う場合が一般的であるが、建設業界に特徴的な商慣行として、建設会社が工事受注獲得のため、発注者の開発プロジェクト資金の借入れに対して債務保証または保証類似行為を行うケースが多い。ここでいう保証類似行為とは、いわゆる保証予約や経営指導念書等を指している。これらは法的形式の面では債務保証とは差異があるが、その多くは、主たる債務者の財政状態が悪化した場合には保証債務に転化するという点で、債務保証契約と同じ経済的実質を備えている。

債務保証や保証類似行為が企業の財務諸表に適正に反映されることは、企業を取り巻く利害関係者にとって、企業の財政状態を判断する上で有用であるだけでなく、企業経営者にとっても、自社のリスク管理を合理的かつタイムリーに遂行するための有用な情報を提供する。こうした観点からみると、正規の債務保証だけでなく保証類似行為を含めて貸借対照表への注記対象とすることは勿論のこと、一定の要件を満たす債務保証については債務保証損失引当金としてオンバランスさせることが、有用なリスク情報の開示という目的から強く求められている。しかし、債務保証損失引当金の本質については、これを負債性引当金とみる見解と評価性引当金とみる見解とが対立しており、こうした会計学上の解釈の相違を反映して、実務でもその会計処理および表示にはかなりのばらつきがみられる。そこで、債務保証損失の発生過程に関する分析を踏まえながら、債務保証損失引当金の会計学的性格について考えてみたい。

2 債務保証契約の性格と役割

(1) 担保としての債務保証

債務保証とは、債務の履行を確保するための典型的な人的担保であり、債権者と保証人との2者間における保証契約によって生じる。そして保証契約は、主たる債務者（被保証人）が債権者に対してその債務を履行しない場合には、保証人が債務者に代わって主たる債務の内容を履行することを約した契約である。民法は「保証人ハ主タル債務者カ其債務

ヲ履行セサル場合ニ於テ其履行ヲ為ス責ニ任ス」(第446条)と、保証の一般的な規定を置いている。債務保証は、債務者以外の第三者の信用および財産によって貸付債権の弁済を確保しようとするもので、物的担保とともに、貸付資金の回収不能の危険に備える手段として、融資において決定的に重要な機能を果たす。

(2) 偶発債務としての保証債務

民法の規定にもみられるとおり、保証債務は法律上の債務であることは明白であるが、金銭貸借等における債務とは異なり、支払義務のすでに確定した現実の債務ではない。それは、将来、主たる債務者が債務不履行に陥った場合にはじめて確定債務となるものであり、契約時点では保証人がその債務を現実負担することになるかどうか未確定の、いわゆる偶発債務に属するものである。

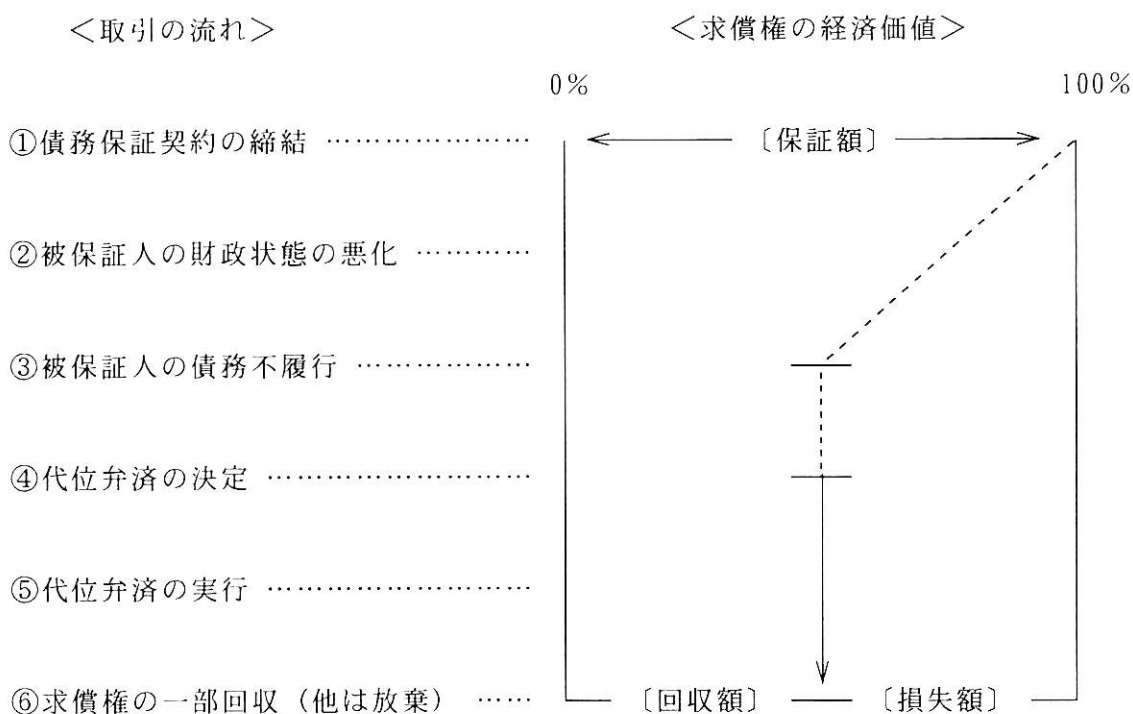
(3) 代位弁済と求償権

主たる債務の不履行によって、保証人が自己の保証債務を履行したときは、主たる債務者に財産上の利益を与えたことになるから、保証人にはその返還を求める権利が生じる。この権利を求償権という(民法第459条)。この場合、求償権の効力を確保するために債権者の有する権利を弁済者である保証人に移転させる。これを弁済による代位といい、この代位の伴う弁済を代位弁済という(ただ、保証債務の履行のことを便宜上、代位弁済ということが多い。本稿でも、この用語法に従う)。求償権の発生をどの時点に求めるかが会計上重要な意味をもつが、民法規定の解釈においては、保証人が代位弁済をした後でなければ、主たる債務者に対する求償権を取得しえないとする見解が一般的である。

3 債務保証損失の発生過程

債務保証損失引当金は、保証人が代位弁済を行ったことにより取得した求償権について、将来発生する回収不能額を見積計上したものである。したがって、その本質を理解するためには、こうした債務保証に係る損失がどのようなプロセスを経て発生するのかを理解することがまず必要である。そこで、債務保証損失の発生過程を、求償権の経済価値の変動と関わらせてまとめてみると、次ページの図のように示すことができよう(松本敏史「保証債務のオフバランスと債務保証損失引当金」『会計』第139巻第5号、1989年5月を参照)。

(債務保証取引の流れと求償権価値の変動)



上の図で求償権の経済価値が点線から実線に変化しているのは、当初は偶発債権であった求償権が確定債権へと徐々に実現していく過程を表している。

以上の諸取引が一つの事業年度内で完結すれば問題はないが、一連の取引過程の間に決算日が到来すると、会計上いわゆる費用・損失の「期間帰属」の問題が生じてくる。求償権の回収不能が明らかとなる時点で確定する債務保証損失を、上記のどの取引時点で会計的に認識し、損失額をどのように測定するかという問題である。

発生主義の考え方に立てば、債務保証損失の期間帰属に関する会計処理は、一般に次の2つの方法に分けられる。

- ① 実際に代位弁済を行い求償権を取得した時点（もしくはその年度）において初めてその回収不能見積額を損失として認識・測定する方法である。この方法によれば、債務保証損失は求償権を対象とする評価性引当金として計上されることになる。
- ② 被保証人の財政状態が著しく悪化した時点（もしくはその年度）において、将来予測される損失額をあらかじめ見積計上するものであり、この場合には、債務保証損失は負債性引当金として位置づけられることになる。

4 債務保証損失引当金の会計学的性格

(1) 企業会計上の債務保証損失引当金

(a) 企業会計原則の規定

まず、1982年（昭和57年）修正の企業会計原則で新たに加えられた債務保証損失引当金に関する規定から検討を加えることにしよう。

わが国の会計ルールでは、長らく、保証債務は偶発債務の一種とされ、貸借対照表へは注記の形で表示される、いわゆるオフバランス項目として取り扱われてきた。ところが、上記の企業会計原則の修正において、引当金の例示項目のなかに「債務保証損失引当金」が加えられた（注解18）。

その修正の趣旨と修正理由については、会計上の引当金の概念および範囲を明らかにするため企業会計審議会より公表された「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」のなかに示されている。債務保証損失引当金との関連でその要点を挙げると、ア）引当金の計上範囲に費用だけでなく損失を含めたこと、イ）引当金の計上条件の一つである「確実に起ると予想され」を「発生の可能性が高く」に改めたこと、ウ）偶発損失の引当金計上禁止について「発生の可能性の低いもの」に限定したこと、以上の3点である。ア）に関して、修正前は負債性引当金の計上範囲を「特定の費用（又は収益の控除）たる支出」としていたが、「特定の費用」には「特定の損失」（例・債務保証損失引当金及び損害補償損失引当金の繰入対象となる損失）も含まれるので、これを「特定の費用又は損失」に修正したものである。イ）については、修正前は負債性引当金の設定要件の一つとして「将来において特定の費用たる支出が確実に起ると予想され」としていたが、「確実に起ると予想され」の文意は、特定の費用又は損失に係る事象の発生の確率がかなり高いとの意味であるので、これを「発生の可能性が高く」に修正した。ウ）について、修正前は「偶発損失についてこれを計上することはできない」としていたが、これは偶発損失の引当計上をすべて否定しているものではなく、発生の可能性が低い場合の引当計上を禁止しているものである。この趣旨を明らかにするため、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない」と修正したものである。

(b) 引当金計上の根拠

企業会計原則（注解18）では、引当金の計上条件の一つとして「その発生が当期以前の事象に起因」することとしているが、会計の計算目的との関連における起因事象の内容から、引当金の計上根拠としては、次の2点が挙げられる。

① 費用収益の対応を根拠とする引当金

期間業績の把握を会計の計算目的と考える場合は、費用収益の合理的な対応という視点からの起因事象が問題となるから、将来の価値減少を伴う可能性が収益取引時において存

在しているときは、起因事象はそのような取引自体にあるとみることができる。例えば、製品保証販売契約に基づく販売取引や工事補償契約に基づく工事引渡取引は、そのような販売取引そのものが将来の製品保証や工事補償による価値減少の起因事象とみることができる。

この種の将来の価値減少の多くは、個別的には偶発的性格の損失であるから、一般的には収益との間に、必要不可避の関係における対応関係は認められない。しかし、同種取引が反復され全体的にみた場合にその発生の経験率を算定できれば、広義には収益との合理的相互関連を認めることができる。

② 保守主義を根拠とする引当金

他方、会計の計算目的の一つを企業維持にも置く場合は、未発生の価値減少が当期収益と対応する性質をもたないときにも、価値減少の事実がすでに存在していれば、保守主義を根拠としてそれを当期に負担することの合理性が認められる場合がある。

この場合の起因事象は、もともとこの種の価値減少はどの期間の収益とも合理的相互関係の認められない損失であるから、会計報告の信頼性確保の面からの計上条件が満たされる事象が生じたときとみるのが合理的である。債務保証損失引当金や損害補償損失引当金の繰入はこの種の損失予見計上とみることができる（寫村剛雄著『会計制度史料訳解』白桃書房、1985年、249－250頁を参照）。

（2）債務保証損失引当金の性格と会計処理

企業会計原則で新たに例示項目に加えられた債務保証損失引当金の性格については、第3節でみたように、これを負債性引当金と解する立場と評価性引当金と解する立場とが対立している。どちらの立場をとるかによって、債務保証損失の会計処理は異なったものとなり、その期間帰属のパターンに違いが出てくる。

（a）負債性引当金説に立つ会計処理

修正企業会計原則では、債務保証損失引当金は、従来から例示されている製品保証引当金および工事補償引当金と同じく偶発債務に関わるものであり、また負債の部に計上されることから、負債性引当金として位置づけられているようである。

この解釈によれば、主たる債務者の弁済能力を考慮して、将来、保証債務の履行請求による損失の負担の可能性が極めて高く、損失の金額を合理的に見積もることができる場合には、将来予測される損失額を決算時にあらかじめ見積もり、債務保証損失引当金を負債の部に計上することになる。上で示した債務保証取引の一連の流れに対応する会計処理は、次のように例示できよう（説明の都合上、被保証人の債務不履行と保証人による代位弁済の決定とが同一の時点で発生するものとする）。

<取引の流れ>

<仕 訳>

①債務保証契約の締結 (保証債務見返) 100 (保証債務) 100

* 契約時点では保証債務は偶発債務であるから対照勘定によって仕訳され、貸借対照表には計上されない。また、この場合の保証債務見返勘定は潜在的な求償権を表している。

②被保証人の財政状態の悪化 (債務保証損失) 70 (債務保証損失引当金) 70

* 主たる債務者の財政状態が著しく悪化し、債務弁済能力が喪失したことが明らかとなった時点で損失が認識され、引当金が設定される。

③被保証人の債務不履行 (保証債務) 100 (保証債務見返) 100
(代位弁済の決定) (債務保証損失引当金) 70 (保証債務未払金) 100
(求償権) 30

* 代位弁済が決定した時点で損失は現実のものとなり、引当金を取り崩される。本来、この時点で保証債務に対する求償権が生じるはずであるが、被保証人からその全額を回収できる見込みがないのが通例であるから、この仕訳のように求償権の一部が計上される。なお、引当金によってカバーできない損失があれば債務保証損失を追加計上する。

④代位弁済の履行 (保証債務未払金) 100 (現金預金) 100

⑤求償権の一部回収 (現金預金) 30 (求償権) 30
(他は放棄)

この仕訳は1980年(昭和55年)に日本公認会計士協会から公表された「保証債務損失引当金の会計処理」(会計制度委員会・中間報告)に示されているものであり、企業会計原則の定める引当金の設定要件にも適合している。したがって、これがいわば公認の処理方法であるといえよう。しかし、この処理法には、債務保証損失引当金を負債として計上することの妥当性について検討すべき問題が含まれている。債務保証損失の実質は求償権の回収不能額であり、だとすれば、この回収不能額を繰り入れた債務保証損失引当金は求償権の評価勘定と考えることも可能だからである。こうしたロジックに立つのが、次にみる評価性引当金説である。

(b) 評価性引当金説とそれによる会計処理

この立場によれば、債務保証損失引当金の対象は求償権の貸倒れであり、債権の回収不能見積額を繰り入れるという点において、貸倒引当金と類似の引当金とみなされる。両者の間に表示上の差異が生じるのは、貸倒引当金の控除対象が確定債権として貸借対照表に計上されるのに対して、債務保証引当金の場合には、控除対象である偶発債権がオフバランスになっているからにほかならない(松本敏史「前掲稿」を参照)。

こうした解釈に立つと、実際に代位弁済を行い求償権を取得した時点(もしくはその年度)において初めてその回収不能見積額を損失として認識する方法がとられ、債務保証損失引当金は求償権を対象とする評価性引当金として計上されることになる。これを仕訳の形式で示すと、次のようになる。

＜取引の流れ＞	＜仕 訳＞			
①債務保証契約の締結	(保証債務見返)	100	(保証債務)	100
②被保証人の財政状態の悪化	仕訳なし			
* この時点では債務保証損失が未発生であると考え、損失の認識は行わない。				
③被保証人の債務不履行 (代位弁済の決定)	(保証債務) (求償権)	100 100	(保証債務見返) (保証債務未払金)	100 100
④代位弁済の履行	(保証債務未払金) (債務保証損失)	100 70	(現金預金) (債務保証損失引当金)	100 70
* 実際に代位弁済を行った時点で初めて、求償権の回収不能見積額を損失として認識する。				
⑤求償権の一部回収 (他は放棄)	(現金預金) (債務保証損失引当金)	30 70	(求償権)	100

(3) 債務保証契約の法律的フレームワークを前提とした解釈

求償権の発生をどの時点に求めるかが会計上重要な意味をもつが、上でみたように、民法規定(第459条)の解釈においては、保証人が代位弁済をした後でなければ主たる債務者に対する求償権を取得しえないとする見解が一般的である。つまり、債務保証損失発生の法律的事実関係は、保証債務を履行すると債権者の地位を代位によって取得し(抵当権等の物的担保権をも代位する)、主たる債務者に対する求償権が現実化する。その次に、この求償権が満足しえないとき初めて損失を生ずるのである。法論理では、保証債務を履行したら、それが直ちに債務保証損失を生ずるという関係にあるものではない。こうした法律上の解釈を前提とすれば、保証人が代位弁済によって求償権を取得する以前に、将来発生すべき債務保証損失(代位弁済額－回収可能額)を引当計上することは、将来において発生する債権に対する将来の貸倒損失を当期の損失として計上するのに等しくなる。税務当局がかかる損失の計上を否定し、また租税判例がこの税務当局の態度を承認しているのは、法律上の思考に基づくものである(内川菊義著『引当金会計論(改訂増補版)』森山書店、1983年、281-282頁を参照)。

【注】税法における保証債務の取扱い

税法上、保証債務はその履行前においてはあくまでも偶発債務にすぎず、このことは、たとえ債権者が保証人に対して保証債務の履行を迫り、あるいは権利行使のため法的強制手段に訴え出ているとしても、まったく同様であると解されている。したがって、保証債務の履行が現実に行われていない段階、すなわち、いまだ偶発債務であるにすぎない段階で保証債務につき貸倒処理を認めることになれば、いわば一種の引当金ないしは準備金の損金算入を認めるのと同様の結果となり、通達で定めうる限界を超えることになる。そこで、1980年(昭和55年)の法人税基本通達の改正においては、その9-6-2に(注)が付され、「保証債務は、現実これを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることができない。旨が確認的に規定されたといわれる(高橋洋

一著『ケース・スタディによる金融機関の債権償却（第二訂）』金融財政事情研究会、1994年）。

5 債務保証損失の実務的動向

(1) 債務保証の実態

(財)建設業振興基金が平成9年3月に公表した「建設業経理に関する実態調査」（建設業許可業者8,806社からの回答結果）によると、保証債務に関する調査結果は表1および2のとおりとなっている。

表1 直近2年間に債務保証を行った実績の有無

完成工事高	全 体	あ り	な し	無回答
全 体	8,806社 100.0%	672社 7.6%	7,001社 79.5%	1,133社 12.9%
50億円未満	7,307 100.0	315 4.3	6,086 83.3	906 12.4
50以上100億円未満	377 100.0	79 21.0	277 73.5	21 5.6
100以上500億円未満	416 100.0	152 36.5	257 61.8	7 1.7
500億円以上	108 100.0	82 75.9	22 20.4	4 3.7

表2 保証債務の注記の有無

完成工事高	全 体	あ り	な し	無回答
全 体	672社 100.0%	345社 51.3%	245社 36.5%	82社 12.2%
50億円未満	315 100.0	111 35.2	154 48.9	50 15.9
50以上100億円未満	79 100.0	33 41.8	32 40.5	14 17.7
100以上500億円未満	152 100.0	91 59.9	50 32.9	11 7.2
500億円以上	82 100.0	77 93.9	2 2.4	3 3.7

(財)建設業振興基金、「建設業経理に関する実態調査」より

まず、直近2年間に債務保証を行った実績の有無についての回答によると、保証債務を行ったことがある会社は、672社で全体の7.6%にすぎず、全体的にみるならば、保証債務はあまり行われていないといえる。しかしながら、完成工事高でみると、100以上500億円未満の会社では36.5%、500億円以上の会社では75.9%が債務保証を行っており、完成工事高が大きい会社ほど債務保証を行う傾向が強いことがわかる。

次に、債務保証を行っている会社について全体的にみると、約半数の会社が債務保証を注記で開示している。完成工事高が大きい会社ほど債務保証の注記を行っている割合が高くなっていることが伺える。これは、完成工事高100以上500億円未満の会社では59.9%、500億円以上の会社では93.9%の会社が注記を行っていることから結論づけられる。

以上のことを前述の調査結果と併せて考察すると、完成工事高の大きい会社ほど債務保証を行い、その情報を注記で開示する傾向が強いといえよう。もともと、債務保証の注記は建設業法施行規則を始め、その他の会計規則において規定されており、資本金が1億円以上の株式会社はすべて注記を行う必要がある。

したがって、昨今の不況のもとで経営環境が著しく悪化している企業の財務諸表利用者にとって、財務諸表における債務保証に関する注記によって開示される情報が、なおさら重要になりうるということがいえよう。

(2) 日本公認会計士協会による債務保証の取扱い

(a) 注記としての債務保証の範囲

日本公認会計士協会、監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い(1999年2月22日)」では、財務諸表の注記対象とする債務保証には通常の債務保証に加え、近年の実務にみられる金融機関と保証人との間の契約等といった保証類似行為を、その経済的実質から含めるものとした。このとき、保証類似行為とは保証予約あるいは経営指導念書等の差入れを指す。その具体的な形態に、保証予約には停止条件付保証契約、予約完結権行使型保証予約および保証契約締結義務型保証予約があげられている。

これらの保証予約について、停止条件付保証契約および予約完結権行使型保証契約は債務保証と法形式が異なるが、実務における法律的效果や経済的実態はほぼ同一の性格を有すると考えられているため、債務保証の範囲に属し注記の対象に含められる。また保証契約締結義務型保証契約も、保証予約人の承諾の意思表示を必要とするが、実務における経済的実態より保証契約としてみなされている。ゆえに、他の保証予約と同様に、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含められる。

また、経営指導念書等の差入れとは、子会社が金融機関等から借入れを行う際に、親会社としての監督責任を認め、子会社等の経営指導などを行うことを約した文書を金融機関に差し入れることをいう。その記載内容は多様であるため、具体的な債務保証を認める旨の記載がなされていない事例も見られる。しかしながら、経営指導念書等の差入れという

事実に基づき、実質的に保証契約と同様の効果をもたらされることも少なくない。

したがって、経営指導念書等の記載事項に法的効力が認められる場合はもとより、その経済的実質から債務保証として認められるものも、財務諸表の注記に含めるものとしている。

なお、経営指導念書等の法的効力や債務保証義務または損害担保義務の解釈に当たっては、法律専門家等の見解を考慮することが望ましいとされている。

(b)注記の取扱い

財務諸表における債務保証の注記に関しては、原則として、すべての債務保証について保証先ごとに総額を表示する。債務保証の内容に応じた債務保証の取扱いを整理すると表3のとおりである。

なお、保証人が債務者から担保提供を受けている場合や、債務者が債権者に直接担保提供している場合であっても、総額で債務保証の額を記載し、その旨および当該担保資産の実質的価値を付記することができる。

また、債務保証等の注記に関して、債務額の元本に加え遅延未払金利等も債務保証の対象となっている場合には、債務額に当該遅延未払金利等を加算して記載する。

(c)債務保証損失引当金の会計処理と表示

債務保証損失引当金は、主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収可能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合に、当期に負担する金額を計上することになる。

具体的には、法的形式あるいは経済的実質から経営破綻の状態にあるか、及び経営難の状況にあり、今後経営破綻に陥る可能性が高いと認められる場合に債務保証損失引当金の計上対象となる。

また、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性を判断する場合には、個々の債務者の財政状態をその経営環境から総合的に判断することが必要となる。

債務保証損失引当金の計上額の決定に当たっては、債務保証の総額から主たる債務者の返済可能額および担保により保全される額等の求償債権についての回収見積額を控除した額を計上する。

なお、債務保証損失引当金の計上額は、主たる債務者の財政状態等に対応して、決算期ごとに見直す必要がある。

表3 債務保証の内容別処理方法

債務保証の内容	債務保証の処理方法
① 保証予約及び経営指導念書等の差入れ	<p>原則として、対象債務額につき、通常の債務保証に含めて記載。</p> <p>なお、債務保証額を内書による記載方法又は債務保証との区分表示もできる。</p>
② 複数の保証人による連帯保証	<p>原則として、債務保証を保証先ごとに総額で表示することに加え、内書等で複数の保証人がいる連帯保証が含まれている旨および当該連帯保証額を付記することができる。</p> <p>但し、自己の負担額が明示され、かつ、特定できる場合には、保証総額を注記した上で、自己の負担額を付記できる。</p>
③ 契約上の自己負担額明示済の債務保証	<p>保証先ごとに総額で表示。</p> <p>但し、自己の負担額が客観的に明示され、かつ、特定できる場合には自己の負担額を記載することもできる。</p>
④ 根保証	<p>原則として、開示対象となる事業年度末日現在の債務額又は保証極度額のいずれか少ない金額を記載。</p> <p>なお、保証極度額によって記載することができる</p>
⑤ 再保証 (1) 自己の債務保証を他者が再保証している場合	<p>原則として、再保証額を控除する前の自己の債務保証額を記載。この場合、自己の債務保証を他者が再保証している旨、当該他者の氏名または名称および金額を付記することができる。但し、複数の保証人がいる場合の連帯保証については、②の但し書きの要件を満たすとき、自己の負担額を記載し、その旨を付記することができる。</p> <p>なお、自己の債務保証契約が単なる名義貸であることが、法律的な観点から客観的に示せ、その全額について実質的な負担が生じるおそれがない場合には、債務保証としての開示を省略することもできる。</p>
(2) 他者による債務保証を自己が再保証している場合	<p>原則として、自己の再保証額を記載する。この場合、他者による債務保証を自己が再保証している旨及び当該他者の氏名または名称を付記することができる。</p> <p>なお、再保証契約が単なる名義貸であることが法律的な観点から客観的に示せ、その全額について実質的な負担が生じる恐れがない場合には、債務保証としての開示を省略することもできる。</p>

日本公認会計士協会、「監査委員会報告第61号」より作成

(d)引当金の計上と注記との関係

報告では、債務保証損失の発生の可能性は、①高い場合、②ある程度予想される場合、および③低い場合があり、さらに、それぞれの金額の見積りが可能な場合と不可能な場合とがあることを示している。そこでは、債務保証損失の発生可能性の程度に応じて債務保証損失引当金及び追加情報との関係を表4のようにまとめている。

表4 債務保証損失の発生可能性と金額の見積り可能性

損失の発生の可能性の程度	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
高い場合	・債務保証損失引当金を計上する	・債務保証の金額を注記する ・損失の発生の可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する
ある程度予想される場合	・債務保証の金額を注記する ・損失発生の可能性がある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する	・債務保証の金額を注記する ・損失発生の可能性がある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する
低い場合	・債務保証の金額を注記する	・債務保証の金額を注記する

日本公認会計士協会、「監査委員会報告第61号」より引用

(e)会計処理および表示

債務保証損失引当金の会計処理および表示に当たっては、以下のような留意点が簡条書きで指摘されている。すなわち、債務保証損失引当金の繰入額および取崩額は、その性質から特別損益として損益計算書上で認識し、貸借対照表における債務保証損失引当金の表示については、一般の引当金と同様にワンイヤールールに従い、流動負債又は固定負債に区分する。保証債務について履行請求を受けた場合には、負担すべき債務を未払金等に計上する。また、求償すべき債権については未収入金等に計上し、当該債権に対する回収不能見積額を直接控除するか又は貸倒引当金として計上する。債務保証損失引当金の取崩しによって生じる損失は、求償債権に対する貸倒引当金繰入額または貸倒損失として連続的に発生するため、原則として、債務保証損失引当金の目的取崩額と貸倒引当金繰入額または貸倒損失は、相殺後の純額で表示する。この場合、相殺する対象は個別の相手先ごととする。なお、この場合には、引当金明細表において、両者を相殺した旨及び当該貸倒引当金繰入額を記載するものとする。

最後に、債務保証について債務保証損失引当金を設定した場合において、注記する債務保証の金額は、債務保証の総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額とする。

6 結 び

債務保証損失引当金の計上基準をめぐって最も問題となるのは、どの時点で債務保証損失を認識し引当金を計上するか、そしてその金額をどのように見積もるかである。しかし、債務保証損失引当金の本質をどのように考えるかで、その計上基準のあり方は異なってくる。

上述したように、債務保証契約の法的フレームワークを前提とすると、債務保証損失とは、保証債務に見合う求償権の回収不能額であると解釈される。したがって、保証債務に基づく求償権の回収不能額を見積もって、その求償権からの控除額として計上されるものが、いわゆる債務保証損失引当金にほかならない。それは、求償権に対する評価勘定たる性格を有するもので、評価性引当金に属する。つまり、求償権という債権に対する回収不能見積額であるという点において、貸倒引当金に類似するものと考えられているのである。こうした解釈に立つと、実際に代位弁済を行い求償権を取得した時点（もしくはその年度）において初めて、その回収不能見積額を損失として認識する方法がとられる。

確かに引当計上の対象となる債務保証損失の基本的性格は、保証義務の履行により発生した求償権の回収不能見込額である。その意味で、貸倒引当金に関する考え方が、債務保証損失引当金の認識・測定についても援用できる。しかし、このことが必然的に代位弁済の実行という法的テストを、債務保証損失引当金の認識基準として要求するとは断定できない。債務保証損失それ自体は偶発事象であるが、そのうち将来発生する可能性の高いものについては、未だ損失として実現していなくとも原因事実の発生をもって負債（引当金）を認識するというのが今日の公正な会計慣行（一般に認められた会計原則）の立場である。それによってリスク情報としての有用性が高まるからである。したがって、主たる債務者（保証先）の財政状態が著しく悪化して債務弁済能力を喪失しているという事実を確認でき、かつ、求償権の回収不能額を合理的に見積もることができる場合には、当該損失見積額を債務保証損失引当金として貸借対照表の負債の部に計上することが適当と考えられる。

第3章 法人税改正に伴う会計処理

1 はじめに

平成10年度の法人税改正は、普通法人の税率が戦後最低の34.5%（中小法人の軽減税率については25%）に引き下げられたことに伴い、課税標準算定の基礎となる多くの項目の見直しが行われた。建設業経理研究会では、建設業者に特に影響を与える改正項目に係る望ましい会計処理を検討し、次のとおり取りまとめた。

2 長期大規模工事における工事進行基準の強制適用

(1) 改正前の制度

長期工事（工事着手日から引渡日までが1年以上の工事）については、工事完成基準と工事進行基準の選択適用が認められていた。ただし、損失が見込まれる工事（いわゆる赤字工事）には工事進行基準が適用できなかった。

(2) 改正後の制度

長期大規模工事については、工事進行基準が強制適用されることとなった。長期大規模工事とは、(ア)工事着手日から契約上の引渡日までが2年以上、(イ)請負金額が50億円以上、(ウ)契約において請負金額の50%以上の金額が引渡後1年経過する日後に支払われることが定められていないこと、以上の3要件をすべて満たす工事である。なお、平成10年4月1日以後に締結した工事から適用され、上記(イ)の要件は平成10年4月1日から平成13年3月31日までに締結した工事については150億円以上、平成13年4月1日から平成16年3月31日までに締結した工事については100億円以上という経過措置が設けられている。

工事進行基準の適用関係を図にすると次のとおりである。

改正前			改正後		
長期工事	黒字工事	工事完成基準 または 工事進行基準	長期大規模工事		
	赤字工事	工事完成基準			
上記以外の工事		工事完成基準	長期大規模工事以外 の工事で引渡日 が翌事業年度以後 の工事	黒字工事	工事完成基準 または 工事進行基準
				赤字工事	工事完成基準
			上記以外の工事		工事完成基準

(3) 改正に伴う会計処理

〔望ましい会計処理〕

- ・従前から工事完成基準と工事進行基準を併用して適用していた場合

工期や請負金額等の工事進行基準についての適用基準（税法基準に準拠するなら、工事着手日から契約上の引渡日までが2年以上、請負金額が50億円以上等）を企業ごとに定めて、継続的に適用しているならば従来の方法

- ・従前は工事完成基準のみを適用していた場合

比較可能性から、上記と同様に、工期や請負金額等の工事進行基準についての適用基準を企業自らが定め継続適用する

〔解 説〕

長期大規模工事について工事進行基準を適用することは、適用基準に継続性がある限り企業会計上問題ないと思われる。今回の改正により、長期大規模工事のうち赤字工事についても工事進行基準が適用できることとなった。問題は「長期大規模工事以外の工事で引渡日が翌事業年度以後の工事」のうち赤字工事について工事進行基準が適用できないということである。結論からいうと、「長期大規模工事以外の工事で引渡日が翌事業年度以後の工事」のうち黒字工事について、工事進行基準を適用する方針であるならば、会計上、赤字工事についても工事進行基準を適用すべきである。企業自らが定めた工事進行基準の適用要件を満たす以上、赤字工事であるからという理由だけで工事進行基準が適用できない理由にはならない。赤字工事に工事進行基準を適用すると、工事完成基準を適用した場合に比べ赤字が前倒して計上されることとなるが、国際会計基準11号やアメリカ基準では、赤字工事の場合には、実現の可能性が高ければ、直ちに予想損失の全額を費用認識しなければならないこととなっている。

3 上場有価証券の期末評価方法のうち切放し低価法を廃止

(1) 改正前の制度

低価法には2つの方法がある。1つは、直前事業年度に低価法によって損金の額に算入した額を翌期に戻し入れる洗替え方式であり、もう1つは、低価法による評価減後の簿価を取得原価とみなして翌期へ繰り越す切放し方式である。従来制度では、上場有価証券に低価法を適用する場合、どちらかを選択適用できた。

仕訳例1. 第10期に上場有価証券¥100を取得、第10期末時価¥97、第11期末時価¥95

	切放し低価法	洗替え低価法
取得時	(借)有価証券100 (貸)現金預金100	同 左
第10期末	(借)有価証券評価損 3 (貸)有価証券 3	同 左
第11期首	仕訳なし	(借)有価証券 3 (貸)有価証券評価損戻入益 3
第11期末	(借)有価証券評価損 2 (貸)有価証券 2	(借)有価証券評価損 5 (貸)有価証券 5

仕訳例 2. 第10期に上場有価証券¥100を取得、第10期末時価¥97、第11期末時価¥98

	切放し低価法	洗替え低価法
取得時	(借)有価証券100 (貸)現金預金100	同 左
第10期末	(借)有価証券評価損 3 (貸)有価証券 3	同 左
第11期首	仕訳なし	(借)有価証券 3 (貸)有価証券評価損戻入益 3
第11期末	仕訳なし	(借)有価証券評価損 2 (貸)有価証券 2

(2) 改正後の制度

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から切放し低価法が廃止される。従来、切放し低価法を適用していた場合には、改正事業年度の期首の帳簿価額を取得原価とする。

(3) 改正に伴う会計処理

[切放し低価法を適用していた場合の望ましい会計処理]

洗替え低価法により有価証券を評価する。

[解説]

会計上、洗替え方式は不適切であるという見解がある。それは、当期末の時価が前期末より高い場合（前記仕訳例2）に、前期末に評価減した後に、翌期に洗い替えし期末時の時価で改めて評価減することになるため、有価証券の価額が前期末より高くなり、結果、有価証券の評価益を計上することになるためである。これは、未実現利益の計上を認めない実現主義に反することになる。つまり、前記仕訳例2の第11期を単年度で見ると、前期の評価減の戻入額より、当期の評価減額が少ないために、純額で見ると評価益を計上していることになる。しかしながら、洗替え方式は常に取得原価と期末時価とを比較して評価減する方法であるため、取得原価以上に評価することはない。よって、有価証券の取得から売却までの期間で見れば未実現利益は計上していないと考えることができる。

また、洗替え方式は、未実現利益である評価益を計上し、その一部が利益配当という形で社外流出することにより、企業資本を害するという見解もあるが、評価益計上は過年度に評価減をしていることの裏返しであり、過年度においてはその分利益が少なく計上されており、通算すれば影響は相殺され、最終的な売却時点で、切放し方式と洗替え方式との差異は解消されることができると考えることができる。したがって、洗替え方式でも、いわゆる未実現利益の計上による企業資本を害することはないと判断できる。以上から、洗替え低価法を採用しても会計上問題ないとする。

4 建物の減価償却方法を定額法に限定

(1) 改正前の制度

建物の減価償却方法は、定額法及び定率法の2つが法定されていた。

(2) 改正後の制度

平成10年4月1日以後に取得した建物については、減価償却方法は定額法のみとなった。

(3) 改正に伴う会計処理

〔定率法を適用していた場合の望ましい会計処理〕

平成10年4月1日前に取得した建物も含めて、すべてを定額法で処理する方法

〔解説〕

従来から建物について定率法を採用していた場合の一般的な会計処理としては、(ア)税法に基づき新規取得分から定額法を採用する方法、(イ)従来から保有する建物も含めすべての建物を定額法とする方法、(ウ)すべての建物に定率法を継続適用したうえで税務申告により調整する方法の3つが考えられる。

まず、(ア)の新規取得資産から定額法を採用する方法は、同一種類の資産の中で定額法と定率法の両者が存在することとなり、会計的に認められるかが論点となる。従来から所有していた建物と、新規に取得する建物との使用環境を考慮せず、新規取得の建物についてのみ定額法を採用することに合理的根拠はないと判断できる。さらに、実務的に考えて新規取得資産を既存の資産と区別管理することは効率的であるとは思えない。

次に、(イ)法人税法改正に伴いすべての建物について定額法に変更する方法は、建物の使用環境ないしは建物から得られる便益の経済的パターンが変わらないのに償却方法を変更することになるので、理論的な説明は難しいかもしれない。ただし、ほとんどの建物については機械等と異なり機能的減価をしない、または、建物から得られる便益の経済的パターンが每期均等であるという仮定にたてば、定額法が本来あるべき償却方法であるとも考えられる。また、税法基準は実務慣行として深く根付いており、税法改正は企業会計に係わる法令等の改正と同様と考えることができる。

最後に、(ウ)すべての建物に定率法を継続適用したうえで税務申告調整する方法は、会計上は全く問題ない。会計と税法は明らかに目的が異なり、それ故、会計と税法を切り離し、会計は独自の観点から財務諸表を開示するべきであるという考え方によった方法である。しかしながら、税法を無視し、会計理論のみを考慮し建物について定率法を適用し続けることが実務上は必ずしも合理的であるとはいえない。

以上から、改正に伴い保有する建物すべてを定額法とする方法、または、定率法を継続適用し申告調整する方法のどちらかを適用することが企業会計の観点からは望ましいと思われる。しかし、国際的な流れ、実務の効率性を考えると建物すべてを定額法とする方法がより妥当と思われる。

〔定率法を定額法に変更する場合の計算方法〕

$$\left\{ (\text{期首帳簿価額} \pm \text{償却過不足額}) - \text{取得価額の} 10\% \right\} \div (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) \\ = \text{各事業年度の償却限度額}$$

5 建物の償却期間の短縮

(1) 改正前の制度

減価償却費の計算において使用される耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に、資産の種類・構造・用途等に応じて詳細に規定されている。建物については最短のもので7年、最長のもので65年であった。

(2) 改正後の制度

建物について、耐用年数を10%から20%ほど短縮し、最長50年とされた。この改正は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用となる。

(3) 改正に伴う会計処理

〔望ましい会計処理〕

改正耐用年数により減価償却費を計算する方法

〔解説〕

理論的には、各企業が資産ごとに使用可能年数を見積もるべきである。しかし、見積りが困難な資産や、個別見積りができない企業のために、耐用年数省令による耐用年数が採用される。会計的には、所有資産の見積使用可能年数が、耐用年数省令の年数と近似している場合にのみ、この採用が認められると考えるべきである。したがって、耐用年数省令に規定する耐用年数が変更になっても、企業の使用実態が変わらないのであれば、耐用年数を変更することは企業会計上望ましくない。一方で、個別見積りでは会社間の比較可能性が損なわれたり、利益操作につながることもあるため、むしろ均一的な耐用年数省令の耐用年数を採用することが望ましいという考え方もある。実務的には、改正耐用年数と個別見積りの使用可能年数が近似しているかどうかの判断は難しいため、企業会計上も簡便法として改正耐用年数が使用されることは差し支えないと考える。

〔耐用年数を変更する場合の計算方法〕

① 定額法

$(\text{取得価額} - \text{取得価額} \times 10\%) \times \text{改正耐用年数}$ に基づく償却率
＝各事業年度の減価償却費

② 定率法

期首簿価 \times 改正耐用年数 に基づく償却率＝各事業年度の減価償却費

6 少額減価償却資産の取得価額基準の引下げ

(1) 改正前の制度

取得価額が20万円未満である減価償却資産または使用可能年数が1年未満である減価償却資産については、事業活動に供した事業年度での損金経理を条件に一括費用処理が認められていた。

(2) 改正後の制度

少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満へ引き下げられた。ただし、20万円未満の資産は事業年度ごとに一括して3年均等償却が選択できる。また、10万円未満の少額減価償却資産についても、即時損金算入せずに3年均等償却の対象とすることができる。

(3) 改正に伴う会計処理

〔望ましい会計処理〕

10万円以上20万円未満の減価償却資産を長期前払費用として資産計上し、3年で期間配分する方法

〔解説〕

10万円以上20万円未満の減価償却資産について、考えられる会計処理は3つある。(ア)単に重要性の基準の変更として、すべて資産計上し減価償却を行う方法、(イ)長期前払費用として3年で期間配分する方法、(ウ)従来と変更せず会計上は費用処理し、税務上申告調整する方法の3つである。企業会計上は、本来、償却資産はすべて資産計上するべきであるが、実務上の事務負担を考慮して税法の少額減価償却資産の取扱いを容認していると考えられるべきである。したがって、少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられても、財務諸表全体に対する影響が軽微であるため特に問題はないと考えられる。以上から、論点は実務上の簡便性を考慮すればよいことになる。(ウ)の従来と同じ処理をし申告調整する方法は、10万円以上20万円未満の資産を別管理しなければならないため、実務的とはいえない。したがって、(ア)の通常の償却資産として減価償却するか、(イ)の3年均等償却を選択し長期前払費用として処理する方法のどちらかが妥当と考えられる。なお、地方税の償却資産税では、3年均等償却を選んだ資産は課税対象から外れるため、3年均等償却を選択したほうが、税務上有利になる。

〔3年均等償却する場合の注意事項〕

- a. その年度に取得した該当する資産を種類等に関係なく、一括して処理すること
- b. 3年を経過する前に除却等を行っても、除却損の計上はできないこと
- c. 期中取得資産であっても、月数按分を行わないこと

7 貸倒引当金の法定繰入率の廃止及び債権償却特別勘定の貸倒引当金への包含

(1) 改正前の制度

貸倒引当金の繰入限度額は、事業年度末時点の貸金合計額に法定繰入率または実績繰入率を乗じて計算していた。

(2) 改正後の制度

平成10年4月1日以後開始する事業年度から、法定繰入率が廃止になり実績繰入率を用

いて貸倒引当金の繰入限度額を計算することとなった（ただし、中小法人については、現行の法定繰入率が存置され、従来どおり実績繰入率との選択適用により貸倒引当金繰入限度額を計算することとなる。さらに、繰入限度額の16%増しの特例も3年間延長された。）。また、債権償却特別勘定が貸倒引当金に吸収されることになった。

具体的には、貸倒引当金の算定にあたり、貸金を個別見積りするものと一括評価するものに分けることとなった。個別見積りする貸金は、従来の債権償却特別勘定の繰入基準に相当する基準で計算する。一括評価する貸金（個別評価する貸金を除く）は、過去3年間の実績繰入率を乗じて計算する。

ただし、中小法人以外の法人に対しては5年間の経過措置が設けられており、建設業においては次の率を実績繰入率と選択適用できる。

平成10年度 中に開始する 事業年度	平成11年度 中に開始する 事業年度	平成12年度 中に開始する 事業年度	平成13年度 中に開始する 事業年度	平成14年度 中に開始する 事業年度
5 —— 1,000	4 —— 1,000	3 —— 1,000	2 —— 1,000	1 —— 1,000

（3）改正に伴う会計処理

〔望ましい会計処理〕

個別評価による貸倒引当金繰入額、及び、実績繰入率に基づき貸倒引当金繰入額を計算する（ただし、中小法人は従来どおり）。

〔解 説〕

従来、貸倒引当金の繰入率の基準について、税法基準が認められる理由は監査委員会報告第5号“貸倒引当金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い”において次のとおり記述されている。

「税法基準による繰入額は大抵の場合、超過傾向にあり、また法定繰入率も一種の社会的に認められた経験率であると判断し合理的と判断した。ただし、税法基準による繰入額が実態にあった適正な繰入額に明らかに不足している場合は認められない。」

つまり、税法基準による繰入額が必要とされる繰入額を超過する限り、保守主義の観点から税法基準が容認されてきた。

今回の改正によって、法定繰入率が段階的に廃止されることとなり、一括して評価する貸金については実績繰入率のみが適用されることになった。この実績繰入率が適正な繰入率と比較して不足であるか否かが問題となるが、実績繰入率を適用することは次の理由により会計上問題ないと判断できる。

- a. 実績繰入率は各会社別に計算するため、法定繰入率よりは会社の実態をより反映した繰入率であること

- b. 監査委員会報告において税法基準を条件付きで合理的と判断していた経緯からすれば、税法基準が改正され実績繰入率のみの適用となった現在でも合理的であると判断して問題ないこと
- c. 過去に大きな貸倒れがない限り、通常は法定繰入率による繰入額のほうが、実績繰入率による繰入額より多額になる傾向があった。法定繰入率が廃止され繰入額が改正前より少なくなるが、一方で個別見積りによる繰入額（従来の債権償却特別勘定）が認められているため、適正な繰入額より明らかに不足することはないと判断できること

8 退職給与引当金の累積限度額基準の引下げ

(1) 改正前の制度

一定の要件を満たす退職給与規程を定めている法人が、使用人の退職給与に充てるため、各事業年度において損金経理する退職給与引当金の繰入額のうち、一定の繰入限度額までの損金算入が認められる制度である。労働協約により退職給与規定が定められている場合や所轄税務署長に一定の書面を提出している場合は、発生額基準と累積限度額基準のどちらか低い金額が繰入限度額となり、その他の場合には、発生額基準、累積限度額基準、給与総額基準の3つのうち最も低い金額が繰入限度額となる。

・発生額基準＝当期末在職使用人の当期末退職給与要支給額－当期末在職使用人の前期末退職給与要支給額

・累積限度額基準＝当期末在職使用人の当期末退職給与要支給額×40％－当期繰入前の退職給与引当金

・給与総額基準＝当期末在職使用人に係る当期給与総額×6％

(2) 改正後の制度

累積限度額基準が「当期末在職使用人の当期末退職給与要支給額×20％－当期繰入前の退職給与引当金」となった。

ただし、上記計算式の20％に代えて次の率を用いる経過措置が設けられている。

平成10年度 中に開始する 事業年度	平成11年度 中に開始する 事業年度	平成12年度 中に開始する 事業年度	平成13年度 中に開始する 事業年度	平成14年度 中に開始する 事業年度
37%	33%	30%	27%	23%

(3) 改正に伴う会計処理

〔望ましい会計処理〕

従来どおり40％を用いて累積限度額基準を計算して申告調整する方法

〔解 説〕

累積限度額基準を段階的に20％にしていく会計処理は、企業会計上認められないと判断

される。なぜなら、従来の40%という数字には統計学的な根拠があったが、今回の20%には、現在の社会情勢を考慮して根拠ある数値であるとはいえないからである（20%という数字は、平均的にみて勤続30年以上の使用人に対する退職金の現在価値に相当する水準となっている）。また、従来は、税法基準が最低ラインであるとの認識で、明らかに不足しない場合に限り認められてきた。

さらに、国際会計基準に代表されるように、保険数理を用いた方式で退職年金債務を決定したり、事業年度への配分を行うことが国際的な流れであることを鑑み、税法基準をそのまま企業会計上採用することは時代に逆行し、会計上認められないと判断できる。したがって、年金会計に関する新たな会計基準が導入されるまでは、累積限度額の計算には改正前の40%を使用することが適当であると考えられる。

9 賞与引当金の廃止

(1) 改正前の制度

法人が使用人等に支給する賞与に充てるため、各事業年度において損金経理により計上した賞与引当金繰入額のうち繰入限度額までの損金算入が認められていた。

(2) 改正後の制度

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から、賞与引当金制度が廃止になった。ただし、従来の繰入限度額に次の率を乗じた金額の損金算入を認める経過措置が設けられている。

平成10年度 中に開始する 事業年度	平成11年度 中に開始する 事業年度	平成12年度 中に開始する 事業年度	平成13年度 中に開始する 事業年度	平成14年度 中に開始する 事業年度
$\frac{5}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{1}{6}$

なお使用人等賞与の損金算入時期は以下のとおりである。

- a. 労働協約または就業規則により定められている支給予定日が到来している賞与については、当該支給予定日または通知日のいずれか遅い日の属する事業年度に損金算入する。
- b. 支給額を個人別に通知していること、通知した使用人すべてに対し通知日の属する事業年度末の翌日から一ヶ月以内に支払っていること、通知日の属する事業年度において損金経理していること、以上をすべて満たす場合には通知日の属する事業年度において損金算入できる。

(3) 改正に伴う会計処理

〔望ましい会計処理〕

従来どおり賞与引当金を設定する方法

〔解説〕

企業会計原則注解18には引当金として計上できる要件として、①将来の特定の費用又は損失であること、②その発生が当期以前の事象に起因していること、③派生の可能性が高いこと、④その金額を合理的に見積もることができることの4つ示されており、これらすべての要件に該当する場合には、適正な期間損益の計算のため、引当金を計上しなければならない。税法改正により、賞与引当金が廃止され、賞与の損金算入が徹底した債務確定主義になる。このため、未払計上できる範囲は、従来の引当金よりも縮小するが、企業が賞与の支給制度を変えない限り（支給対象期間を以前より前にずらし、支給日を期末後1月以内にするなど）、引当金を設定しないことは会計上適正であるとはいえない。

10 完成工事補償引当金(製品保証等引当金)の廃止

(1) 改正前の制度

請負または製造に係わる目的物の引渡後の欠陥を、自己の負担で無償補修する費用に備えるため、各事業年度において損金経理により計上した製品保証等引当金繰入額のうち繰入限度額までの損金算入が認められていた。

(2) 改正後の制度

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から、製品保証等引当金制度が廃止になった。ただし、従来の繰入限度額に次の率を乗じた金額の損金算入を認める経過措置が設けられている。

平成10年度 中に開始する 事業年度	平成11年度 中に開始する 事業年度	平成12年度 中に開始する 事業年度	平成13年度 中に開始する 事業年度	平成14年度 中に開始する 事業年度
$\frac{5}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{1}{6}$

(3) 改正に伴う会計処理

賞与引当金と同じく、従来どおり完成工事補償引当金を設定する方法

11 結 び

以上のように、今回の税制改正の主なものについて望ましい会計処理を提言した。上記のとおり、今回の税制改正では、より税法の特色が強調され、企業会計上認められない処理がでてきた。従来は税法基準も一般に認められた会計慣行として企業会計上認められて

きたが、今回の税制改正により、税法と企業会計は乖離しつつある。したがって、税法基準にだけ準拠していればよいというわけにはいかなくなり、企業会計上認められない税法基準は申告調整で対応する必要がある。よって、この税法と企業会計の乖離を埋めるべく、税効果会計が個別決算においても導入されることとなった。

第4章 建設業の税効果会計

1. はじめに

企業会計と税務会計とは、その目的が異なるために、企業利益と課税所得とが食い違うことになる。企業会計が投融資情報等の開示および配当可能利益の算定を課題とするのに対し、税務会計は課税の公平を達成するために各種の政策的措置により企業利益を修正した金額をもって課税所得とするからである。その結果、企業会計上の財務諸表に表示される当期利益と支払法人税等とは直接に対応しない金額が計上され、企業の正しい業績を表示しないことになる。そこで、税引前当期利益に正当に対応する法人税等を計上するために、税金の期間配分を行う手続きを税効果会計というのである。

平成10年12月21日、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）の一部が改正され、商法に基づいて作成する計算書類について、税効果会計を適用することが公正な会計慣行として認められることになった。

この税効果会計は、わが国では当初、連結財務諸表の作成にあたり適用することが考えられていた。すなわち、平成9年6月6日に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を踏まえ、平成11年4月1日以降に開始する事業年度に関し、証券取引法の適用対象企業が作成する連結財務諸表について、税効果会計の適用が義務づけられることが決定していたものである。

しかし、会計環境の整備に伴い、連結決算のみならず単独決算においても税効果会計を適用すべきであるとの意見が強まり、今般、計算書類規則の一部が改正され、商法上も税効果会計が公正な会計慣行として認められることになった。

また、この税効果会計は、平成11年4月1日以降に開始する事業年度から適用されるため、建設業法施行規則に基づき建設業者が作成する財務諸表についても、税効果会計が適用できる体制が整備された。

2. 税効果会計の意義と基本的な仕組み

(1) 意義

税効果会計とは、会計上の収益・費用の認識時点と税務上の益金・損金の認識時点が異なっていたり、会計上と税務上の資産または負債の額に相違がある場合に、法人税等を適切に期間配分するための会計処理をいう。

法人税、住民税、事業税といった企業利益を課税標準とする税金（これらを一括して法人税等という）は、税務上の課税所得に税率を乗じて算出される。こうして算出された法

人税等の金額をそのまま損益計算書に計上すると、最終の損益を示す当期利益の金額は、企業の業績を必ずしも正確に表示しないことになる。本来、損益計算書に載せる法人税等は、企業会計上の税引前当期利益に基づいて計算された税額であるべきだが、税務上の課税所得と税引前当期利益とは異なるのが普通だからである。

このため税効果会計を適用しない場合には、課税所得を基礎にした法人税等の額が計上され、企業会計上の利益と課税所得とに差異があるときには、法人税等の額が税引前当期利益と期間的に対応せず、その影響が重要な場合には財務諸表の比較性を損なうことになる。このような観点から、証券取引法の適用対象企業に税効果会計を全面的に義務づけるとともに、商法上もすべての企業に税効果会計を適用することが適当との認識が高まったのである。

(2) 基本的なしくみ

例を挙げて説明する。x1期も翌x2期も会計上の税引前当期利益は100,000千円であったとする。そして、x1期においては、50,000千円の有税償却（会計上は貸倒償却として費用計上したが、税務上は当該貸倒償却の損金算入が認められないケースをいう）が行われ、x2期にはその貸倒償却の損金算入が認められたものとする。

この場合、税務上の課税所得金額は、x1期では50,000千円の有税償却が加算されるため150,000千円となり、x2期は逆に50,000千円の償却が認容（減算）されるため50,000千円となる。ここでは計算を単純化するために法人税等の実効税率を40%として法人税等の金額を求めれば、それぞれ次のようになる。

$$x1期：150,000千円 \times 40\% = 60,000千円$$

$$x2期：50,000千円 \times 40\% = 20,000千円$$

以上を損益計算書の形式で示すと、以下のとおりである。

税効果会計を適用しない損益計算書（単位：千円）

	<u>x1期</u>	<u>x2期</u>
：	：	：
税引前当期利益	100,000	100,000
法人税等	<u>60,000</u>	<u>20,000</u>
当期利益	<u>40,000</u>	<u>80,000</u>

これを見れば明らかだが、税引前当期利益は同額が計上されていても、税引前当期利益に対する法人税等の負担率はx1期には60%、x2期には20%となってしまう。これは企業会計上の利益と税務上の所得金額との間に期間的な差異があるためであるが、結果として、財務諸表の期間比較を著しく損なうこととなっている。

そこで、x1期において、費用と損金の認識時点が異なるために企業会計上の利益と税務

上の所得金額との差異金額（すなわち有税償却の50,000千円）について、それに対応する税金の額を繰り延べる処理を次のように行う。

（借）繰延税金資産 20,000千円 （貸）法人税等調整額 20,000千円
 $50,000千円 \times 40\% = 20,000千円$

これは、例えば、翌期分の地代家賃（費用）を前払した場合に前払地代家賃（資産）を計上するのと同様である。すなわち、x1期の法人税等の納付額60,000千円のうち、翌x2期の企業会計上の利益に負担させるべき法人税等（税金費用）の額20,000千円を前払計上したものとと言える。

そして、x2期には、x1期において発生した企業会計上の利益と税務上の所得金額との差異が解消するので、x1期に行った仕訳の逆仕訳を次のように行う。

（借）法人税等調整額 20,000千円 （貸）繰延税金資産 20,000千円

これも前払地代家賃（資産）を地代家賃（費用）に振り替える処理と同様である。以上のような会計処理をして作成した損益計算書を示せば、次のとおりである。

税効果会計を適用した損益計算書（単位：千円）

	<u>x1期</u>	<u>x2期</u>
：	：	：
税引前当期利益	100,000	100,000
法人税等 60,000	20,000	
法人税等調整額 <u>△20,000</u>	<u>20,000</u>	
差引(又は計)	<u>40,000</u>	<u>40,000</u>
当期利益	<u>60,000</u>	<u>60,000</u>

税効果会計を適用しない損益計算書と異なり、税引前当期利益と税金費用とは対応していることがわかる。このように企業会計上の利益と税務上の所得金額との間に期間的な差異がある場合においても、税効果会計を適用すれば期間比較が可能な財務諸表を作成できるのである。

3. 対象となる税金

税効果会計の対象となる税金は、利益に関連する金額を課税標準とするものである。すなわち、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税）並びに事業税である。したがって、収入金額を課税標準とする事業税、土地の譲渡益に課される特別税、住民税の均等割税及び同族会社の留保金に課される税金等は、税効果会計の対象とはならない。

4. 対象となる差異

上記「2(2)基本的な仕組み」で述べたような差異、すなわち、ある期に発生した企業会計上の利益と税務上の所得金額との間の差異が、将来の期において解消するときに納税

額を増減させる効果がある場合の差異を一時差異という。（より専門的に言えば、企業会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債の金額との間の差異である。）

このような一時差異が税効果会計の対象となる。これに対し、交際費等の損金不算入や受取配当等の益金不算入等のように会社が存続する限り永久に残る差異（永久差異）は、税効果会計の対象とはならない。

一般的に言って、収益・費用の帰属年度が企業会計上と税務計算上で相違する場合に発生する差異が税効果会計の対象となるわけであるが、この他に、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等についても一時差異と同様に取り扱われる。

一時差異が解消する際に、その期の税務上の所得金額を減額する効果を持つものを将来減算一時差異といい、逆に増額する効果を持つものを将来加算一時差異という。例を示せば、次のようなものが挙げられよう。

（将来減算一時差異）

- ・ 貸倒引当金等の引当金の損金算入限度超過額がある場合
- ・ 減価償却費の損金算入限度超過額がある場合
- ・ 損金に算入されない棚卸資産等に係る評価損等がある場合

（将来加算一時差異）

- ・ 利益処分により租税特別措置法上の諸準備金等を計上した場合

ここで改めて、実務上多く発生する将来減算一時差異について、次の例で説明してみる。

〈設例〉 未払事業税の損金不算入額は、 $\times 1$ 期が5,000千円、 $\times 2$ 期が4,000千円であった。

なお、計算の単純化のために、法人税等の実効税率は40%とする。

～税効果会計の処理～

事業税は、税務計算上、納付した時に損金算入される。一方、企業会計上は、その期の負担に属する金額を発生主義の原則に基づいて計上しなければならないため、未払事業税（負債）が計上されることになる。この未払事業税は、税務上は損金不算入となるため、企業会計上と税務上の所得金額との差異を生じさせ、しかも事業税が納付されて未払事業税が取り崩されたときにその差異が解消することとなるため、一時差異に該当する。また、差異が解消するときには、その期の税務上の所得金額を減額する効果を持つので、将来減算一時差異となる。

$\times 1$ 期の仕訳

（借）繰延税金資産	2,000千円	（貸）法人税等調整額	2,000千円
	$5,000千円 \times 40\% = 2,000千円$		

$\times 2$ 期

①前期計上した未払事業税の認容に伴う仕訳

（借）法人税等調整額	2,000千円	（貸）繰延税金資産	2,000千円
------------	---------	-----------	---------

②今期計上した未払事業税に伴う仕訳

(借) 繰延税金資産 1,600千円 (貸) 法人税等調整額 1,600千円
 $4,000千円 \times 40\% = 1,600千円$

さらに、税引前当期利益の金額がx1期は45,000千円、x2期は36,000千円だったと仮定すると、申告書上納付すべき法人税等の金額はそれぞれ次のように求められる。

x1期： $(45,000千円 + 5,000千円) \times 40\% = 20,000千円$

x2期： $(36,000千円 + 4,000千円 - 5,000千円) \times 40\% = 14,000千円$

その結果、損益計算書は次のようになる。

税効果会計を適用した損益計算書 (単位：千円)

	<u>x1期</u>	<u>x2期</u>
：	：	：
税引前当期利益	45,000	36,000
法人税等	20,000	14,000
法人税等調整額	<u>△2,000</u>	<u>400</u>
差引(又は計)	<u>18,000</u>	<u>14,400</u>
当期利益	<u>27,000</u>	<u>21,600</u>

(参考：税引前当期利益に対する法人税等の負担率)

(40%)

(40%)

さらに比較のために、税効果会計を適用しない場合の損益計算書を掲げてみる。

税効果会計を適用しない損益計算書 (単位：千円)

	<u>x1期</u>	<u>x2期</u>
：	：	：
税引前当期利益	45,000	36,000
法人税等	<u>20,000</u>	<u>14,000</u>
当期利益	<u>25,000</u>	<u>22,000</u>

(参考：税引前当期利益に対する法人税等の負担率) (44.4%)

(38.9%)

5. 繰延税金資産と繰延税金負債

(1) 資産性と負債性

繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するとされ、繰延税金負債は、将来の法人税等の支払額を増額する効果を有し、法人税等の未払額に相当するため、負債としての性格を有するとされている。

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上金額

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。また、繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて每期見直しを行わなければならない。特に、繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない。

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算

繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算する。したがって、法人税等について税率の変更があった場合には、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債を新たな税率に基づき再計算する必要がある。

なお、計算に用いられる法定実効税率は、事業税の損金算入の影響を考慮して次のように計算される。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

法人税率を30%、住民税率（法人税割分）を17.3%、事業税率を9.6%とすれば、

$$\text{法定実効税率} = \frac{0.3 \times (1 + 0.173) + 0.096}{1 + 0.096} = 40.866 \cdot \cdot \% \text{ となる。}$$

また、繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上する（法人税等について税率の変更があったこと等により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正した場合の修正差額も、法人税等調整額に加減する）。

6. 表示方法

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

①分類

繰延税金資産及び繰延税金負債に関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として表示し、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示する。ただし、特定の資産・負債に関連しない繰越欠損金等に係る繰延税金資産については、翌期に解消される見込みの一時差異等に係るものは流動資産として表示し、それ以外は投資その他の資産として表示する。

②相殺の可否

流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資そ

の他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する。

(2) 法人税等調整額

当期の法人税等として納付すべき額及び法人税等調整額は、法人税等を控除する前の当期純利益から控除する形式により、それぞれ区分して表示する。

7. 適用初年度の取扱い

適用初年度においては、過年度に発生した一時差異等に係る税効果相当額（つまり、適用初年度の期首における繰延税金資産と繰延税金負債との差額）を適用初年度の法人税等調整額には含めずに、損益計算書上、当期末処分利益の計算区分において「過年度税効果調整額」として一括して前期繰越利益又は前期繰越損失に加減する。

先述した未払事業税の設例において、x2期が適用初年度である場合の仕訳を示せば、次のようになる。

x2期の仕訳

①前期計上した未払事業税に伴う仕訳

(借) 繰延税金資産 2,000千円 (貸) 過年度税効果調整額 2,000千円
 $5,000千円 \times 40\% = 2,000千円$

②前期計上した未払事業税の認容に伴う仕訳

(借) 法人税等調整額 2,000千円 (貸) 繰延税金資産 2,000千円

③今期計上した未払事業税に伴う仕訳

(借) 繰延税金資産 1,600千円 (貸) 法人税等調整額 1,600千円
 $4,000千円 \times 40\% = 1,600千円$

x1期の利益処分はなかったものと仮定して、損益計算書を作成すれば次のようなものとなる。

税効果会計を適用した損益計算書 (単位: 千円)

	x2期
:	:
税引前当期利益	36,000
法人税等 14,000	
法人税等調整額 <u>400</u>	
差引(又は計)	<u>14,400</u>
当期利益	21,600
前期繰越利益	25,000
過年度税効果調整額 <u>2,000</u>	
当期末処分利益	<u>48,600</u>

[参考1]

繰越欠損金の処理について

1. 税務上の繰越欠損金

上述したように、繰延税金資産をもたらす一時差異は、課税所得の計算上、差異が生じたときに加算され、将来その差異が解消するときに減算されることから、これを「将来減算一時差異」と呼んでいる。ところが、繰延税金資産は、この将来減算一時差異だけではなく、将来の課税所得と相殺できる税務上の繰越欠損金に対しても計上される。この点に関しては、「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「税効果会計基準」という）の第二の一において、「将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱うものとする（以下一時差異及び繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という）」とされている。なお、一時差異と同様に、税務上の繰越欠損金についても繰延税金資産を認識するのは、国際会計基準でも米国基準でも同じである。

税務上の繰越欠損金は一時差異ではないが、以下のように一時差異と同様の税効果をもたらす。わが国では、税務上の繰越欠損金は、青色申告法人に限りその発生年度の翌年から5年間の繰越が認められており、その繰越可能期間内に課税所得が生じた場合には、当該課税所得を減額することができる。その結果、課税所得が生じた年度の法人税等として納付すべき額は、税務上の繰越欠損金が存在しない場合に比べて軽減されるため、一時差異に準ずるものとして取り扱うのである。

2. 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の会計処理

こうして税務上の繰越欠損金が存在する場合、税効果会計を適用したことに伴って、貸借対照表上は繰延税金資産が計上されることになる。

繰延税金資産の計上額については、「一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない」（税効果会計基準第二の二の1）とされている。これを税務上の繰越欠損金に適用すると、繰延税金資産として計上すべき金額は、将来の期間における繰越欠損金を課税所得と相殺することによって減額される税金の見積額ということになる。

3. 繰延税金資産の回収可能性

税効果会計を適用するに当たり、特に留意すべき事項として、繰延税金資産の回収可能性の判断が挙げられる。税務上の繰越欠損金についても、繰越期間内に相殺できるだけの課税所得があるかどうかをたえず見直し、回収できると認められない場合は相当額を控除

することが必要である。この点に関しては、税効果会計基準の注解「（注5）繰延税金資産の計上について」において「繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる」と認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない」とされ、また、その前文三の3では「税務上の繰越欠損金については、繰越期間内に課税所得が発生する可能性が低く、繰越欠損金を控除することができる」と認められない場合は相当額を控除する」とされている。

この基準を受けて、日本公認会計士協会から出された「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」では、税務上の繰越欠損金に係るものも含めて繰延税金資産の計上が認められるかどうかの具体的な判断要件を明示している。

それによれば、繰延税金資産の計上に当たっては、当該資産の回収可能性（将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうか）について十分に検討し、慎重に決定しなければならない。税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上が認められるかどうかは、次の要件のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。

（1）収益力に基づく課税所得の十分性：税務上の繰越欠損金の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること。当該繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いかどうかを判断するためには、過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、課税所得の額を合理的に見積もる必要がある。

（2）タックスプランニングの存在：税務上の繰越欠損金の繰越期間に含み益のある固定資産又は有価証券を売却する等、課税所得を発生させるようなタックスプランニングが存在すること。

（3）将来加算一時差異の十分性：税務上の繰越欠損金の繰越期間に当該繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異の解消が見込まれること。

4. 収益力に基づく課税所得の十分性の判断要件

繰延税金資産の計上要件の第1は、①将来の課税所得の減額効果があること、かつ当該減額効果を吸収できるだけの十分な将来の課税所得の大きさが見込まれること、および②課税所得獲得のタイミングである。具体的には、繰延税金資産の要因である将来減算一時差異等が解消するのと同じ決算期に、当該一時差異等を吸収するのに十分な課税所得の発生が確実に見込まれることが必要である。

課税所得獲得の可能性を判断する規準としては、当該企業における将来の利益計画の実現可能性、過去の業績及び納税状況等も重要な判断要素となる。建設業であれば、子会社や関連会社等に対する債務保証額も重要な要素となると考えられよう。

このように税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上するときは、当該繰越欠損金

の繰越期間における課税所得の発生する可能性を合理的な証拠によって裏付けなければならぬことに留意すべきである。つまり、そのような合理的な証拠の乏しい場合は、繰延税金資産を計上することはできない。

5. 事例による説明

A社は、1997年に赤字決算となり、税務上1,000の繰越欠損金が発生したとする。

①直近の事業年度で赤字決算を行っている場合

このようなケースでは、過去の赤字決算の内容が、臨時的要因（特別損失）によるものであり経常的に十分利益を獲得することができる場合であれば、将来の収益力を懸念する必要はないように思われるが、営業損失あるいは経常損失を計上しているような場合、および財務内容に不安要素を持っている場合については、将来の事業計画などを慎重に検討する必要がある。

〈 ケース1 〉 98年以降、十分な課税所得が発生すると見込まれる場合

▲欠損、（）：解消

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
課税所得	▲1,000	500	400	500	500
繰越欠損金	▲1,000	(500)	(400)	(100)	0
税金相当額(40%)	400	(200)	(160)	(40)	200

*タックス・プランニングが設計され、十分な課税所得の発生が見込めるといふこのケースの前提に基づくと、繰越欠損金(▲1,000)は税法の規定する繰越可能期間内に発生すると予想される課税所得で回収されることになる。

(税効果の仕訳)

1997年	繰延税金資産	400	法人税等調整額	400
1998年	法人税等調整額	200	繰延税金資産	200
1999年	法人税等調整額	160	繰延税金資産	160
2000年	法人税等調整額	40	繰延税金資産	40

②赤字決算の経験はないが、将来減算一時差異の金額に比し将来の予想利益水準が相対的に低い場合

このようなケースでは、この場合、将来減算一時差異全額について繰延税金資産を認識できるかどうかの問題となる。繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異のうち回収可能と判断される部分について計上することになるため、确实と思われる金額の算定が重要に

なる。

〈 ケース 2 〉 98年以降、十分な課税所得の発生が見込めない場合

	▲欠損、（）：解消					
	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
課税所得	▲1,000	200	160	100	120	80
繰越欠損金	▲1,000	(200)	(160)	(100)	(120)	(80)
繰越欠損金回収可能額	660	(200)	(160)	(100)	(120)	(80)
税金相当額(40%)	264	(80)	(64)	(40)	(48)	(32)

* タックス・プランニングが設計され、十分な課税所得の発生が見込めないというこのケースの前提に基づくと、繰越欠損金回収可能額(▲660)は、税法の規定に従い、その繰越可能期間内に発生すると予想される課税所得の合計額が割り当てられる。この繰越欠損金回収額が一時差異としての繰越欠損金として認識されることになる。

(税効果の仕訳)

1997年	繰延税金資産	264	法人税等調整額	264
1998年	法人税等調整額	80	繰延税金資産	80
1999年	法人税等調整額	64	繰延税金資産	64
2000年	法人税等調整額	40	繰延税金資産	40
2001年	法人税等調整額	48	繰延税金資産	48
2002年	法人税等調整額	32	繰延税金資産	32

6. 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し

税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、上記の判断要件を考慮した結果、税務上の繰越欠損金が将来課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない(会計基準注解(注5))。

繰延税金資産の計上額は会社の毎決算日現在で見直し、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全部又は一部が上記の判断要件を満たさなくなった場合には、計上されていた繰延税金資産のうち過大となった金額を取り崩す。過年度に未計上であった繰延税金資産の回収見込額を見直した結果、上記の判断要件を満たすことになった場合には、回収されると見込まれる金額まで新たに繰延税金資産を計上する。なお、回収可能性を見直した結果生じた繰延税金資産の修正差額は、見直しを行った年度における損益計算書上の法人税等調整額に加減する。

[参考2]

設例による解説

平成10年度の税制改正により、従来、企業会計で容認されてきた税法基準が認められないケースがでてきた。ここでは、税法上と会計上で求められる会計処理の違いに伴う税金調整いわゆる税効果会計を建設業特有と思われることを中心に設例で解説する。なお、計算の単純化のために、法人税等の実効税率はすべての設例にわたって40%とする。

設例1 有税の貸倒償却の場合

① X1年度

取引先A社に対する完成工事未収入金100,000千円について貸倒損失を計上した。これは、A社の資産内容及び営業状況から判断して回収可能性は殆どないと判断したためである。しかし、税務上は貸倒損失として認められる事実は生じていない段階であったため、有税処理を行った。

(単位：千円)

税務	会計
仕 訳 な し	(借)貸 倒 損 失 100,000 (貸)完成工事未収入金 100,000

(単位：千円)

税効果会計	
(借)繰延税金資産 40,000	(貸)法人税等調整額 40,000
会計上の貸倒損失：100,000	
税務上の貸倒損失： 0	
繰延税金資産：(100,000-0) × 実効税率40%=40,000	

② X2年度

X1年度に計上した貸倒損失につき、当期において税務上も貸倒損失として認められる事実が発生し、認容処理を行った。

(単位：千円)

税務	会計
(借)貸 倒 損 失 100,000 (貸)完成工事未収入金 100,000	仕 訳 な し

(単位：千円)

税効果会計	
(借)法人税等調整額 40,000	(貸)繰延税金資産 40,000

一時差異が解消するため、X1年度に計上した繰延税金資産40,000千円を取り崩す。

設例2 完成工事補償引当金の場合

完成工事補償引当金は平成10年度の税制改正により廃止されたが、会計上は、従来通り引当計上が要請される（税務上は経過措置として5年間で段階的に縮減・廃止されるが、説明を簡略化するため、これを無視する。）。これにより一時差異が発生し、税効果会計を行う必要がある。

① X1年度

当期の完成工事高は20,000,000千円であり、補償実績割合は0.1%である。決算に当たり、完成工事補償引当金を計上する。

(単位：千円)

税務	会計
仕 訳 な し	(借)完成工事補償引当金繰入額 20,000 (貸)完成工事補償引当金 20,000
完成工事高20,000,000×補償実績割合0.1%=20,000	

(単位：千円)

税効果会計	
(借)繰延税金資産 8,000	(貸)法人税等調整額 8,000
20,000×実効税率40%=8,000	

② X2年度

当期の完成工事高は21,000,000千円であり、補償工事費は10,000千円であった。また、補償実績割合は0.12%である。（差額補充方式で計上する。）

(単位：千円)

税務	会計
(借)補償工事費10,000 (貸)未払金10,000	(借)完成工事補償引当金 10,000 (貸)未払金 10,000
仕 訳 な し	(借)完成工事補償引当金繰入額15,200 (貸)完成工事補償引当金 15,200
当期に計上すべき額：完成工事高21,000,000×0.12%=25,200	
当期繰入額：25,200－期末残高(20,000－10,000)＝15,200	

(単位：千円)

税効果会計	
(借)法人税等調整額 4,000	(貸)繰延税金資産 4,000
一時差異の解消額(10,000－0)×実効税率40%=4,000	

補償工事費の発生により、過去の一時差異の一部が解消されたため、繰延税金資産を取り崩す必要がある。

(単位：千円)

税効果会計	
(借)繰延税金資産	6,080
(貸)法人税等調整額	6,080

完成工事補償引当金繰入額15,200×実効税率40%=6,080

平成10年度税制改正により、長期大規模工事（工期 2年以上かつ請負金額50億円以上、ただし経過措置あり）について工事進行基準が強制されることとなった。また、一方で、長期大規模工事以外の工事であっても赤字工事でなければ工事進行基準が選択適用できることとなっている。

したがって、税務上工事進行基準が強制される長期大規模工事について工事完成基準を採用したり、長期大規模工事以外の工事（ただし、赤字工事）に工事進行基準を採用すれば、一時差異が発生することとなる。これら2つを設例にした。

設例3 長期大規模工事について工事完成基準を適用した場合

長期大規模工事（工事代金72億円、契約時における見積工事原価総額50億円）を受注した。なお、当該工事は本年9月着工、翌々年9月引渡し予定である。また、当社は3月決算であり、長期大規模工事については、会計上、工事完成基準を適用している。

① 第一年度

見積工事原価総額は50億円に変更なく、当期発生工事原価は20億円である。

(単位：千円)

税務（工事進行基準）	会計（工事完成基準）
(借)完成工事未収入金2,880,000 (貸)完成工事高 2,880,000	仕 訳 な し
(借)完成工事原価 2,000,000 (貸)未成工事支出金2,000,000	

$$\text{工事進捗度} = \frac{\text{当期発生工事原価}2,000,000}{\text{見積工事原価総額}5,000,000} = 0.4$$

$$\text{工事進行基準による当期完成工事高} = \text{請負金額}7,200,000 \times 0.4 = 2,880,000$$

(単位：千円)

税効果会計	
(借)繰延税金資産	352,000 (貸)法人税等調整額 352,000
税務上の当期利益： 完成工事高2,880,000－完成工事原価2,000,000＝880,000 繰延税金資産：880,000×実効税率40％＝352,000	

② 第二年度

見積工事原価総額を60億円に変更した。当期発生工事原価は28億円である。

(単位：千円)

税務（工事進行基準）	会計（工事完成基準）
(借)完成工事未収入金2,880,000 (貸)完成工事高 2,880,000	仕 訳 な し
(借)完成工事原価 2,800,000 (貸)未成工事支出金2,800,000	
工事進捗度： $\frac{\text{当期発生工事原価}2,800,000 + \text{前期発生工事原価}2,000,000}{\text{見積工事原価総額}6,000,000} = 0.8$	
工事進行基準による当期完成工事高： 請負金額7,200,000×0.8－前期計上完成工事高2,880,000＝2,880,000	

(単位：千円)

税効果会計	
(借)繰延税金資産	32,000 (貸)法人税等調整額 32,000
税務上の当期利益： 完成工事高2,880,000－完成工事原価2,800,000＝80,000 繰延税金資産：80,000×実効税率40％＝32,000	

③ 第三年度

工事を完成し引き渡した。当期発生工事原価は12億円である。

(単位：千円)

税務（工事進行基準）	会計（工事完成基準）
(借)完成工事未収入金 1,440,000 (貸)完成工事高 1,440,000	(借)完成工事未収入金 7,200,000 (貸)完成工事高 7,200,000
(借)完成工事原価 1,200,000 (貸)未成工事支出金 1,200,000	(借)完成工事原価 6,000,000 (貸)未成工事支出金 6,000,000
工事進行基準による当期完成工事高： 請負金額7,200,000－過年度計上完成工事高(2,880,000＋2,880,000) ＝1,440,000	
工事完成基準による完成工事原価： 第一年度2,000,000＋第二年度2,800,000＋第三年度1,200,000＝6,000,000	

(単位：千円)

税効果会計	
(借)法人税等調整額 384,000	(貸)繰延税金資産 384,000

税法上と会計上の利益の差は、工事完成基準による完成工事高が計上された時点で解消される。したがって、過年度に計上した繰延税金資産（第一年度 352,000千円＋第二年度 32,000千円）を取り崩す必要がある。

以上を、損益計算書で比較すると次のとおりである。

	第一年度		第二年度		第三年度	
	会計上	税務上	会計上	税務上	会計上	税務上
完成工事高	0	2,880,000	0	2,880,000	7,200,000	1,440,000
完成工事原価	0	2,000,000	0	2,800,000	6,000,000	1,200,000
税金等調整前当期利益	0	880,000	0	80,000	1,200,000	240,000
法人税等	352,000	352,000	32,000	32,000	96,000	96,000
法人税等調整額	-352,000		-32,000		384,000	
当期利益	0	528,000	0	48,000	720,000	144,000

設例4 赤字となる長期工事について工事進行基準を適用した場合

長期工事（工事代金40億円、契約時における見積工事原価総額25億円）を受注した。なお、当該工事は本年9月着工、翌々年9月引渡し予定である。また、当社は3月決算であり、長期工事については赤字であっても、会計上、工事進行基準を適用している。

① 第一年度

見積工事原価総額は25億円に変更なく、当期発生工事原価は15億円である。

(単位：千円)

税務	会計
(借)完成工事未収入金 2,400,000 (貸)完成工事高 2,400,000	(借)完成工事未収入金 2,400,000 (貸)完成工事高 2,400,000
(借)完成工事原価 1,500,000 (貸)未成工事支出金 1,500,000	(借)完成工事原価 1,500,000 (貸)未成工事支出金 1,500,000
工事進捗度： $\frac{\text{当期発生工事原価}1,500,000}{\text{見積工事原価総額}2,500,000} = 0.6$	
当期完成工事高：請負金額4,000,000×0.6＝2,400,000	

当期の見積では黒字工事であると判断しているため、税務上も工事進行基準が採用できる。

(単位：千円)

税効果会計
仕訳なし

税務上と会計上の処理が同じであるため一時差異は発生しない。

② 第二年度

見積工事原価総額を45億円に変更したが、請負金額に変更はなかった。なお、当期発生工事原価は20億円である。

(単位：千円)

税務	会計
仕訳なし	(借) 完成工事未収入金 712,000 (貸) 完成工事高 712,000
	(借) 完成工事原価 2,000,000 (貸) 未成工事支出金 2,000,000

工事進捗度： $\frac{\text{当期発生工事原価}2,000,000 + \text{前期発生工事原価}1,500,000}{\text{見積工事原価総額}4,500,000} = 0.778$

当期完成工事高：

請負金額4,000,000×0.778－前期計上完成工事高2,400,000＝712,000

工事原価総額が請負金額を超過するため、税法上、工事進行基準を適用できない。会計上は工事進行基準を継続して適用するため損失が計上されるが、当該損失は税務上損金計上が認められないため、申告書上加算調整が必要となる。

(単位：千円)

税効果会計	
(借) 繰延税金資産 515,200	(貸) 法人税等調整額 515,200

当期損失：

完成工事高712,000－完成工事原価2,000,000＝-1,288,000

繰延税金資産：1,288,000×実効税率40％＝515,200

第二年度における損失額は税務上否認されるが、完成引渡しがなされる第三年度において認定による損金計上が認められるため、将来の課税所得（税額）を減額する効果がある。したがって、当該損失金額に実効税率を乗じた金額を法人税等から減額し資産計上する必要がある。

なお、ここでは、第三年度において他の工事により十分な利益が計上され、第三年度の税金を減額する効果があることを前提にしている。

③ 第三年度

工事が完成し引き渡された。当期発生工事原価は10億円である。

(単位：千円)

税務				会計			
(借) 完成工事未収入金	1,600,000	(貸) 完成工事高	1,600,000	(借) 完成工事未収入金	888,000	(貸) 完成工事高	888,000
(借) 完成工事原価	3,000,000	(貸) 未成工事支出金	3,000,000	(借) 完成工事原価	1,000,000	(貸) 未成工事支出金	1,000,000

会計上の完成工事高：

請負金額4,000,000－過年度計上完成工事高(2,400,000+712,000)＝888,000

税法上の完成工事高：

請負金額4,000,000－過年度計上完成工事高2,400,000＝1,600,000

税法上の完成工事原価：

第二年度発生原価2,000,000＋第三年度発生原価1,000,000＝3,000,000

(単位：千円)

税効果会計	
(借) 法人税等調整額	515,200
(貸) 繰延税金資産	515,200

第二年度における税法上の課税所得と会計上の利益の差異は、工事が完成し引き渡された第三年度において、赤字工事の損失が税法上損金計上されることにより解消される。したがって、繰延税金資産を取り崩す必要がある。

[参考3]

経営事項審査との関係

最後に建設業者にとって最も関心事となろう経営事項審査と税効果会計の関係について考察してみる。

1. 税効果会計が財務諸表に与える影響

税効果会計を適用する場合には、本論において述べたように繰延税金資産及び繰延税金負債の科目が生じ、具体的には次の処理が行われることとなる。

(借方) 繰延税金資産 ××× (貸方) 法人税等調整額×××

(借方) 法人税等調整額××× (貸方) 繰延税金負債 ×××

この仕訳が行われることにより、損益計算書については、法人税等の後に「法人税等調整額」の科目が発生し、当期利益の額が影響を受け、これに伴い当期末処分利益の額も変動する。貸借対照表については、資産として「繰延税金資産」、負債として「繰延税金負債」が計上される。

なお、流動資産としての繰延税金資産と流動負債としての繰延税金負債の両者が計上される場合には相殺して表示すること、固定資産としての繰延税金資産と固定負債としての繰延税金負債の両者が計上される場合には相殺して表示することが規定されているため、繰延税金資産・繰延税金負債が財務諸表に表示されるケースは、次の8つが考えられる。

ア. 流動資産としての繰延税金資産のみが計上されるケース

イ. 固定資産としての繰延税金資産のみが計上されるケース

ウ. 流動資産及び固定資産としての繰延税金資産が計上されるケース

エ. 流動負債としての繰延税金負債のみが計上されるケース

オ. 固定負債としての繰延税金負債のみが計上されるケース

カ. 流動負債及び固定負債としての繰延税金負債が計上されるケース

キ. 流動資産としての繰延税金資産が計上されるとともに、固定負債としての繰延税金負債が計上されるケース

ク. 流動負債としての繰延税金負債が計上されるとともに、固定資産としての繰延税金資産が計上されるケース

さらに、①繰延税金資産が計上される場合（上記アイウの各ケース）には、資本の部の当期末処分利益がそれと同額だけ増額することにより総資本が増加すること、②繰延税金負債が計上される場合（上記エオカの各ケース）には、それと同額だけ当期末処分利益が減額するため自己資本も減額するが総資本への影響はないこと、③繰延税金資産と繰延税金負債の両者が計上される場合（上記キクの各ケース）には、a. 繰延税金資産と同額だけ

総資本が増額するとともに、b. “繰延税金資産－繰延税金負債”の額だけ当期末処分利益が増減するため自己資本も増減することの3点を再確認しておき、次の解説に移ることとする。

2. 経営事項審査への影響

・ X₂について

繰延税金資産を計上する場合（1. アイウの各ケース）には、自己資本が大きくなるため税効果会計の適用が有利に働き、繰延税金負債を計上する場合（1. エオカの各ケース）には、自己資本が小さくなるため税効果会計の適用が不利に働く。1. キクの各ケースでは、“繰延税金資産－繰延税金負債”がプラスであれば有利に、マイナスであれば不利となる。

・ Yについて

現行の12指標の算出方法をみると、損益計算書数値については税効果会計の影響を排除することとなっているため、税効果会計を適用する企業と適用しない企業に差は生じない。しかし、貸借対照表数値については税効果会計適用後の数値をもとに指標を算定することとなっている。このため、税効果会計の適用により次の5指標が影響を受ける可能性がある。

①総資本経常利益率：

この比率は大きいほど良好と判定される指標である。分子の「経常利益」は税効果会計の影響を受けないが、分母の「総資本」は1. アイウキクの各ケースに増大することとなる。この分母の増大により、比率の値が下降するため、税効果会計の適用が不利に働くこととなる。

②自己資本比率：

この比率は大きいほど良好と判定される指標である。よって、分子の「自己資本」を縮減させ分母の「総資本」を変化させない1. エオカの各ケースでは、比率の値が下降するため、税効果会計の適用が不利に働く。

また、その他の場合には、分母・分子ともに変動するためケースバイケースであるが、一般的には、“繰延税金資産＞繰延税金負債”のときに有利に働くといえよう。

③自己資本対固定資産比率：

この比率は固定比率の逆数であるため、大きいほど良好と判定される指標である。よって、分子の「自己資本」を増大させ分母の「固定資産」を変化させない1. アのケースは、比率の値が上昇するため、税効果会計の適用が有利に働く。逆に分子の「自己資本」を縮減させ分母の「固定資産」を変化させない1. エオカの各ケースは、比率の値が下降するため、税効果会計の適用が不利に働く。

また、1.キのケースは、分母は変動しないが、“繰延税金資産＞繰延税金負債”のときには分子が増大するため有利となり、“繰延税金資産＜繰延税金負債”のときには分子が縮減するため不利となる。

1.イウクの各ケースは、分母・分子ともに変動するためケースバイケースであるが、一般的には不利に働くといえよう。

④長期固定適合比率：

この比率は固定長期適合比率の逆数であるため、大きいほど良好と判定される指標である。よって、分子の「自己資本＋固定負債」を増大させ分母の「固定資産」を変化させない1.アキのケースは、比率の値が上昇するため、税効果会計の適用が有利に働く。逆に分子の「自己資本＋固定負債」を縮減させ分母の「固定資産」を変化させない1.エカの各ケースは、比率の値が下降するため、税効果会計の適用が不利に働く。

1.イウクの各ケースは、分母・分子ともに変動するためケースバイケースであるが、一般的には不利に働くといえよう。

1.オのケースは分母・分子ともに変化しないので、税効果会計の影響は全く生じない。

⑤付加価値対固定資産比率：

この比率は一般的には「資本生産性」といわれ、大きいほど良好と判定される指標である。分子の「付加価値」は税効果会計の影響を受けないが、分母の「固定資産」は1.イウクの各ケースに増大することとなる。この分母の増大により、比率の値が下降するため、税効果会計の適用が不利に働くこととなる。

税効果会計が経審に与える影響につき述べたが、本文でも解説したように、繰延税金負債が発生するケースは、圧縮記帳を積立金方式で経理する等、特殊な処理を行った場合に限られるため、1.エ～クのケースについては、通常は考慮する必要はないと思われる。

3. 税効果会計と経営事項審査との関係のまとめ

税効果会計の適用が経営事項審査に対して有用であるかは、一概に断言することはできない。

証券取引法が適用される大企業や商法における大会社は、外部監査の関係から税効果会計を避けることはできない。しかし、中会社及び小会社においては、今後、税効果会計に準拠した会計処理を行うかどうかの判断に迫られることもあろう。建設会社にとっては、経審の点数が経営の動向を左右するといっても過言ではないように、充分検討のうえ結論を出したいものである。

第5章 建設業財務諸表に対する総合的検討

平成10年6月の建設業法施行規則改正により、建設業財務諸表の一部が改められた。この改正は、相次いで発生した建設会社の経営破綻に端を発しており、行政が建設会社の経営状況をよりの確に把握する必要性を重視した結果であると考えられる。具体的には、不良資産や債権償却等をより明瞭に財務諸表に表示させることが義務付けられたわけである。

しかし、この改正は建設業を取り巻く環境の激変という外的要因から、緊急性の高い箇所のみを改正したに過ぎないという印象が強い。建設業財務諸表に係る法令・告示等を会計理論の見地から再確認すると、問題となる箇所もあると考えられる。

そこで、当部会では、これらの法令等を根本から見直したうえ検討結果を取りまとめ、それを行政へ提言した。提言した事項の一部については平成11年3月に改正されたが、ここでは未だ問題として残っている事項及び平成11年3月改正により新たに生じた問題事項を併せて報告していく。

なお、当部会の提言により改正された事項は、本章の末尾にまとめて記している。

1 貸借対照表

(1) 未成工事支出金について

① 長期の定義について

平成10年度税制改正により、税法上は長期大規模工事（請負金額50億円以上かつ工期2年以上の工事。ただし、平成13年3月末までは経過措置により請負金額150億円以上かつ工期2年以上の工事）の工事収益認識につき工事進行基準が強制適用されることとなり、併せて、複数の期に亘って施工される工事は、長期大規模工事に該当しなくとも、黒字工事であれば工事進行基準を適用することが可能となった。

一方、企業会計原則においては、工事収益認識基準の原則は、あくまで工事完成基準であり、長期工事に対し例外的に工事進行基準を選択適用できるという点は、税法改正後も不変である。よって、外部監査の対象となる大会社は、短期工事に工事進行基準を適用することはないと考えられるが、中小会社のほとんどにおいては、通常は税法に則った会計処理を行っているため、短期工事に対しても工事進行基準を適用してくる可能性がある。

このため、「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の建設大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和57年建設省告示第1660号、以下「建設省告示」という。）」に規定するただし書き「長期の未成工事に要した工事費で工事進行基準によって完成工事原価

に含めたものを除く」のうち、「長期の」を削除することで、中小会社の税法に則った会計処理にも対処できると思われる（この点については未成工事受入金も同様である）。

② 前渡金について

建設省告示においては、未成工事支出金に材料購入や外注のための前渡金を含めて表示することとなっている。これについては、会計理論上は適切ではないが、既に工事が開始されている場合には、これらの前渡金が速やかに当該科目に振り替えられるという業界の慣行が重視された結果であると考えられ認容できよう。しかし、この前渡金の中に着工前に支払ったものが含まれている場合には問題があり、規定上もこの点が明確にされるべきであるとする。

（２）有形固定資産の科目について

「建物・構築物」及び「機械・運搬具」は、各々の資産の性格が異質であり、かつ、耐用年数も大きく異なるため、合算表示することにより明瞭表示を阻害している可能性がある。よって、「建物」と「構築物」、「機械」と「運搬具」は、それぞれ別表示すべきと考える。

ただし、別表示された場合には、「構築物」及び「運搬具」については、重要性の原則（1/100基準）が適用されることが妥当である。なお、機械の科目名称は「機械装置」とすべきである。

（３）営業権について

平成11年3月の改正により、「営業権」へ重要性の原則が適用され、金額的に重要性の乏しい営業権は「その他無形固定資産」に含めて表示することが可能となった。しかし、営業権は、他の無形固定資産と異なり、法律上の権利ではなく財産価値も曖昧である。このことから、当該科目は、金額的重要性は低くとも質的重要性は高いと判断されるため、独立科目表示とすべきであろう。

（４）金融商品について

企業会計審議会は、平成11年1月に「金融商品に係る会計基準」を設定した。これに伴い、会計法令の改正が今後行われていくこととなろうが、建設省告示における「有価証券」「投資有価証券」等の定義や表示ルールについても検討されることが必要である。

（５）新株引受権付社債について

日本公認会計士協会の意見書（「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」1994年3月）では、新株引受権付社債について新株引受権部分と社債を別建表示することとなっている。よって、現行の表示科目「新株引受権付社債」は、削除する方向で検討することが適当であろう。

（６）重要性の原則の適用範囲について

重要性の乏しい資産科目については、資産総額の1/100以下であるものは、その他に含

めて表示してもよいこととなっており、また、表示科目が設定されていない資産であっても、資産総額の1/100超であるものは、その資産の性質を示す科目で表示することとなっている（記載要領8及び10）。この1/100基準による重要性の判定は、負債の部の記載に対しても準用されている（記載要領9及び11）。しかし、他の会計法令では、「負債及び資本総額に対して1/100以下（超）」として判定することが規定されていることや、建設会社の会計実務においても、「負債及び資本総額に対して1/100以下（超）」として判定することが一般化していることから、規定上も解釈の相違がないよう明確化することが必要であると考ええる。

2 損益計算書

（1）完成工事高について

1 (1) と同様の理由から、建設省告示に規定する「長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額」のうち、「長期の」を削除すべきであろう。

（2）兼業事業に係る売上高・売上原価について

記載要領5において、兼業事業に係る売上高・売上原価の割合が軽微である場合には、各々について建設事業との区分掲記を要しないと規定されている。しかし、実務上はこの「軽微」という概念の判断に恣意性が介入する余地があり、比較可能性を担保するためにも、具体的な数値基準を提示することが必要であると考ええる。当部会においては、大蔵省令・財務諸表等規則と同様に10%基準が適当ではないかと考える。

（3）販売費及び一般管理費について

建設業財務諸表においては、詳細に表示科目が設定されているが、他産業においては販管費を一括表示することが原則となっている。また、すべての科目につき重要性の原則が適用できないこととなっているが、重要性の乏しい科目も存在するように思われる。財務諸表等規則では、減価償却費、引当金繰入額及びこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の5/100を超える費目を区分掲記する旨が規定されており（財務諸表等規則取扱要領第179）、建設業においても概観性の観点から区分掲記の簡略化が検討されるべき時期と考える。

ただし、損益計算書におけるこの具体的科目設定は、積算体系に多大な影響を与えていることを思慮すると、これとの調整を図り、経理の観点からのよりよい科目設定を提示していくことが重要であると考ええる。

また、現行の区分掲記を前提とした場合にも、次の点は修正すべきと考える。

ア. 建設省告示における「修繕維持費」の定義においては、工事原価として処理すべきものが含まれている可能性があるから、販管費として計上するものとの区別を明示す

べきである。

イ。「動力用水光熱費」は、工事原価を連想させるため、「水道光熱費」など一般に使用されている科目名称への変更が適当であろう。

ウ、平成10年6月の改正で、従来は「退職金」として表示することが明示されていた退職給与引当金繰入額をどの科目で表示するかが明確でなくなったため、「退職給与引当金繰入額」として別建表示するか、改正前に戻すべきであろう。

(4) 営業外費用について

営業外費用における貸倒償却項目は、貸付金など営業外債権を対象とするものであるから、建設業では一般的に重要性が乏しいことが多い。したがって、「貸倒引当金繰入額」及び「貸倒損失」について重要性の原則を適用し、「その他の営業外費用」に含めて表示することも容認されるべきではないかと考える。

(5) 特別損益について

(2)と同様の理由により、重要性を判断する場合の具体的数値基準を示すべきと考える。

(6) 法人税等について

建設省告示においては、従来より、追徴納付税額及び還付税額を通常の法人税等と合算して表示することが規定されている。平成11年3月の改正で、税効果会計を適用して財務諸表を作成することも認められることとなったが、追徴納付税額等の表示については手つかずのままとなっている。これらイレギュラーな税額が通常の税額に含めて表示されると、税引前当期利益と法人税等を合理的に対応させるという税効果会計の本来の目的を達成することが阻害されてしまう。税効果会計の適用による財務諸表の明瞭表示へ向けた早期の改正が望まれる。

3 注記事項

小会社の注記事項は、配当制限に係る繰延資産超過額等を除き要求されていない。このことは、計算書類規則と合致しているが、建設業の公共性（特に経営事項審査提出書類としての財務諸表の役割）を鑑みると、必要となる注記事項もあると思われる。

これまで建設業財務諸表は、商法や企業会計原則など他の会計法令の改正に並行した改正しか行われてこなかったというのが、一般的な傾向であろう。それに比べて、ここ2回の改正が建設省主体で実施されたことは、大きな進歩であり高く評価されるべきである。今後とも、会計理論に基礎付けられたメンテナンスが定期的に行われることを強く望むところである。

本報告で取り上げた事項が、現行の建設業財務諸表のすべての問題点を網羅しているわ

けではないだろうし、これらに対する異論ももちろん予想される。しかしながら、本報告を素材として、行政面でも会計制度の改革議論が活性化すれば幸いである。

(当部会の提言により改正された事項)

①材料貯蔵品について

建設省告示においては、「手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金又は経費として処理されなかったもの」と定義されている。しかし、「経費」は「未成工事支出金」を構成する原価要素であることから、この定義は建設業原価計算と不整合なものとなっており、「経費」を「販売費及び一般管理費」と修正すべきである。

②債務性のない引当金の注記について

商法第287条ノ2に規定する引当金については、債務性のない引当金であるため、法務省令・計算書類規則等の会計法令では、これを負債の部に記載する場合には注記が義務付けられている。建設業財務諸表においても、以前は注記事項であったが、平成10年6月の改正でなぜか削除された経緯があり、この点については改正前に戻すべきである。

③特別損益について

建設省告示における「その他特別利益」の定義の中の「財産贈与益」は「財産受贈益」の誤りである。

④税効果会計について

平成11年4月1日以後に開始する営業年度から、税効果会計を適用した処理も公正妥当な会計処理として認められることとなったため、建設業財務諸表においても諸整備が必要である。

建設業経理研究会 会計制度研究部会 活動状況

- | | | | |
|------|--|------|---|
| 第1回 | 平成9年5月30日
調査研究方針、調査検討項目
工事収益の認識(1) | 第12回 | 平成10年6月25日
税法改正に伴う適正な会計処理(2) |
| 第2回 | 平成9年6月23日
工事収益の認識(2) | 第13回 | 平成10年7月30日
建設業者の財務諸表：総論(1) |
| 第3回 | 平成9年7月25日
工事収益の認識(3) | 第14回 | 平成10年9月18日
建設業者の財務諸表：総論(2) |
| 第4回 | 平成9年9月3日
工事収益の認識(4) | 第15回 | 平成10年10月22日
建設業者の財務諸表：各論(1)
報告書の基本方針 |
| 第5回 | 平成9年10月3日
企業評価の在り方 | 第16回 | 平成10年11月30日
建設業者の財務諸表：各論(2)
税効果会計：総論(1) |
| 第6回 | 平成9年11月5日
建設業の保証債務・不良債権(1) | 第17回 | 平成10年12月25日
建設業者の財務諸表：各論(3)
税効果会計：総論(2) |
| 第7回 | 平成9年12月3日
建設業の保証債務・不良債権(2) | 第18回 | 平成11年1月22日
税効果会計：総論(3) |
| 第8回 | 平成10年1月21日
建設業の保証債務・不良債権(3) | 第19回 | 平成11年2月25日
税効果会計：各論(1) |
| 第9回 | 平成10年3月17日
建設業の附属明細表(1) | 第20回 | 平成11年3月19日
税効果会計：各論(2)
報告書の検討(1) |
| 第10回 | 平成10年4月3日
建設業の附属明細表(2) | 第21回 | 平成11年4月23日
税効果会計：各論(3)
報告書の検討(2) |
| 第11回 | 平成10年5月26日
税法改正に伴う適正な会計処理(1) | | |

建設業經理研究会委員名簿

氏 名	勤 務 先 所 属
○ 阿 部 敏 夫	辰建設(株) 經理部長
大 泉 一 雄	向井建設(株) 土木本部技術部長
○ 上 妻 義 直	上智大学 経済学部教授
○ 小 林 進	公認会計士
佐々木 順	西松建設(株) 經理部經理課長
柴 健 次	関西大学 商学部教授
東 海 幹 夫	青山学院大学 経営学部教授
富 永 正 行	公認会計士、 中央監査法人
永 田 邦 光	(社)全国建設業協会 事業第一部長
中 村 義 人	公認会計士、 朝日監査法人
○ 丹 羽 秀 夫	公認会計士、 桜友共同事務所
◎ 濱 本 道 正	横浜国立大学 経営学部教授
平 松 一 夫	関西学院大学 商学部教授
廣 本 敏 郎	一橋大学 商学部教授
山 下 博 行	(株)新井組 管理本部經理部長
油 谷 成 恒	公認会計士、 監査法人トーマツ
○ 横 山 憲 一	鹿島建設(株) 財務本部主計部部長

◎会計制度研究部会 主査

○会計制度研究部会 委員

「建設業会計制度の変革へ向けて」

平成11年 3月 初版

平成12年 7月 第2版

【編著】建設業経理研究会

【発行】財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

TEL : 03-5473-4576 FAX : 03-5473-1593

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

E-mail : gf@kensetsu-kikin.or.jp

